

平成 27 年第 4 回定例会

朝 日 村 議 会 会 議 録

平成 27 年 12 月 8 日 開会

平成 27 年 12 月 21 日 閉会

朝 日 村 議 会

平成27年第4回朝日村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月8日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○請願・陳情の報告	6
○議案第79号から議案第90号までの上程	6
○議案提案説明	7
○議案内容説明	11
○散 会	12
○署名議員	13

第 2 号 (12月18日)

○議事日程	15
○出席議員	15
○欠席議員	15
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	15
○事務局職員出席者	15
○開 議	16

○議事日程の報告	1 6
○会議録署名議員の指名	1 6
○諸般の報告	1 6
○一般質問	1 6
上 條 俊 策 君	1 7
齊 藤 勝 則 君	2 3
上 條 昭 三 君	3 1
北 村 直 樹 君	3 6
小 林 弘 幸 君	4 2
塩 原 智 恵 美 君	5 2
林 邦 宏 君	6 9
高 橋 廣 美 君	7 8
中 村 賢 郎 君	8 3
○散 会	8 9
○署名議員	9 1

第 3 号 (12月21日)

○議事日程	9 3
○出席議員	9 3
○欠席議員	9 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 3
○事務局職員出席者	9 4
○開 議	9 5
○議事日程の報告	9 5
○会議録署名議員の指名	9 5
○諸般の報告	9 5
○常任委員長の報告	9 6
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	9 6
○議案第79号から議案第90号までの質疑、討論、採決	9 7
○追加議案 発議第9号の上程	1 0 2

○議案提案説明	102
○発議第9号の質疑、討論、採決	103
○閉会中の継続審査及び調査の申し出について	103
○村長挨拶	104
○閉 会	105
○署名議員	107

平成27年朝日村告示第75号

平成27年朝日村議会12月定例会を次のとおり招集する。

平成27年12月3日

朝日村長 中 村 武 雄

1 期 日 平成27年12月8日

2 場 所 AYTマルチメディアセンター

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	高橋廣美君	2番	中村賢郎君
3番	上條俊策君	5番	齊藤勝則君
6番	上條昭三君	7番	北村直樹君
8番	小林弘幸君	9番	塩原智恵美君
10番	林邦宏君	11番	清沢正毅君

不応招議員（なし）

平成27年第4回朝日村議会定例会 第1日

議事日程(第1号)

平成27年12月8日(火) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の報告

(付議事件)

第 5 議案第79号 朝日村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

第 6 議案第80号 朝日村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第81号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第82号 朝日村介護保険条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第83号 財産の取得について

第10 議案第84号 平成27年度朝日村一般会計補正予算(第5号)について

第11 議案第85号 平成27年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

第12 議案第86号 平成27年度朝日村介護保険特別会計補正予算(第3号)について

第13 議案第87号 平成27年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

第14 議案第88号 平成27年度朝日村簡易水道特別会計補正予算(第4号)について

第15 議案第89号 平成27年度朝日村下水道特別会計補正予算(第2号)について

第16 議案第90号 平成27年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算(第2号)について

第17 議案提案説明

第18 議案内容説明

出席議員（10名）

1番	高橋 廣美 君	2番	中村 賢郎 君
3番	上條 俊策 君	5番	齊藤 勝則 君
6番	上條 昭三 君	7番	北村 直樹 君
8番	小林 弘幸 君	9番	塩原 智恵美 君
10番	林 邦宏 君	11番	清沢 正毅 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	中村 武雄 君	教 育 長	柳 沢 正 喜 君
会計管理者兼 総務課長	上 條 晴 彦 君	住民福祉課長	中 村 美 代 子 君
生活環境課長	曾 根 克 仁 君	産業振興課長	上 條 靖 尚 君
会 計 課 長	林 さとみ 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 高 山 義 教 君

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（清沢正毅君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

ただいまから平成27年朝日村村議会12月定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

3番 上 條 俊 策 君

5番 齊 藤 勝 則 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（清沢正毅君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの14日間といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月21日までの14日間と決定いたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、教育長、各課長、課長補佐、副主幹、係長であります。

入札結果調書が別紙のとおり提出されております。

監査委員より、例月出納検査結果及び定期監査結果が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者からの取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第4、本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

◎議案第79号から議案第90号までの上程

○議長（清沢正毅君） この際、日程第5、議案第79号から日程第16、議案第90号までの議案を一括上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案提案説明

○議長（清沢正毅君） 日程第17、ただいま提出されました議案の提案理由の説明を求めます。
中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 本日ここに、平成27年朝日村議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

まず、この際、当面しております懸案事項等につきまして若干申し上げます。

初めに、全村民にかかわりますマイナンバー制度についてでございます。

このことにつきましては、前回の9月定例会でも申し上げておりますが、各人の個人番号、いわゆるマイナンバーのお知らせを11月15日ころより郵便書留で配達を行い、11月末には朝日村全戸に配達に伺っておりますが、不在のお宅分は郵便局で一時保管しておりますので、配達チラシを確認され、郵便局と連絡をとられますようお願いするものでございます。

配達されなかった書留につきましては、最終的に村に届けられますので、順次各家庭にご連絡をし、役場で本人から受け取っていただくこととなります。

この個人番号は、今後、社会生活の上で、また個人証明の重要な番号でありますので、村民の皆様のご理解と十分な管理を願うものでございます。

次に、地方創生、まち・ひと・しごと創生についてでございます。

このことにつきましても、前回9月定例会で若干申し上げますが、我が国の少子高齢社会の進捗は、先人が経験したことの無い、前例のない人口減少時代を迎えております。国は昨年11月に、まち・ひと・しごと創生法を策定し、人口減少の歯どめを初め、東京一極集中を是正し、地方との均衡ある日本社会を維持していくことを目的といたしております。

そこで、本年は、国・県・市町村が創生法に基づきまして、人口ビジョン及び施策推進の総合戦略を策定して取り組むこととしております。これによりまして、村では、本年6月に朝日村まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、ここで検討する中で、専門業者による朝日村の分析や村民アンケート調査等による検討を重ねてきました。

これらの取り組みを含めまして、国が提案しております総合審議会において検討・研究・審議等を行い、去る10月29日に朝日村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、県及び国へ提出いたしましたところでございます。

当朝日村は、45年後の人口目標を4,000人と決めました。現状ではハードルが高いと捉え

ておりますが、村民の皆様から十分ご理解をいただき、村民一丸となって取り組まなければならないものと捉えております。

今後につきましては、村民の皆様にも、出前村政を初めパブリックコメント等を実施し、必要に応じて総合戦略策定の修正を行ってまいり所存でございます。議員の皆さんには、今後とも必要に応じ協議してまいり所存でございます。

なお、国は地域活性化の早期実現を図るため、10月末までに策定し、その戦略を認めた事業に対しまして緊急支援交付金を上乘せするとしておりまして、当村の総合戦略を認めていただき、交付金が配分されることとなりました。

ちなみに、それぞれ自治体の策定状況は、全国では41.8%が策定済みであり、県内では77市町村の49.4%の38市町村が策定済みとなっております。

次に、新役場庁舎建設についてでございます。

このことにつきましては、前回の9月定例会を初め、機会あるごとに申し上げておりますが、本年9月議会以降の取り組みにつきまして申し上げます。

去る10月に建設委員会において、村民の皆さんからのパブリックコメントをいただき、基本計画が策定されました。これに基づきまして、設計発注に当たり、新庁舎建設設計業務プロポーザル審査委員会を立ち上げ、建設委員を主体に、建設委員以外から信州大学工学部の寺内准教授及び松本地方事務所建築課牧課長、また、事務局からは柳沢教育長及び上條総務課長が参画し、10人の委員により審査委員会で設計業務プロポーザル要項を定め、募集を行いました。全国から10社の応募がありまして、これを審査委員会で書類選考を実施し、5社が選考されております。

これによりまして、来る12月15日には、この5社による庁舎建設のプレゼンテーションを実施し、設計業者を決定することとしております。設計業者が決定されれば、約11カ月を見込み実施設計を策定し、その後、工事発注の予定となっております。

次に、かたくりの里増改修工事についてでございます。

本年6月に工事発注いたしましたかたくりの里の増改修工事につきましては、去る11月27日に増築分が完成し、29日の日曜日に現状のところから引っ越しを行い、翌日の11月30日の月曜日からデイ・サービスの利用を開始いたしました。今後は、既存施設の内部改築を実施しまして、3月をめどに完成の予定としております。

今後予定しております内部改築では、予期していない改修があろうかと思いますが、予定どおり工事の進捗が図られますよう期待をするものでございます。これらの増改修が完工し

た時点で、竣工式及び村民の皆様の内覧会を行う予定でございます。

次に、農業立村としての朝日村農業についてでございます。

去る11月20日にJ A松本ハイランド朝日支所野菜販売実績検討会が開催されました。本年は、当地域に大きな自然災害がなく、出荷販売は葉洋菜が全般的に春から秋にかけて高値の推移でございまして、極めて順調に進み、平成19年以来8年ぶりに販売実績が30億円台となりまして、本年は32億年の実績見込みということで、この上ない大変喜ばしいことでございます。

これからの農閑期は、来年度への作付計画等がありますが、農家の皆さんには、この際、それぞれ自分の身体チェックを行い、来年への体力調整に励まれますようお願い申し上げます。

次に、中信平右岸土地改良区についてでございます。

昭和39年に松本市、塩尻市、波田町、山形村及び当朝日村の2市3町村の農家でスタートしました中信平右岸土地改良区は、昭和51年に梓川からの水利事業が完工したことによりまして、畑作地帯として梓川水系の恩恵を受け、先ほど申し上げております当朝日村の葉洋菜栽培の大きな原動力となっております。

50年という半世紀を経過した現在、古見原、西洗馬原の農家の皆さんには、畑かん施設を当たり前と思わず、先人の先を見越した取り組みに感謝の念を忘れないでほしいと願うものでございます。

そこで、この土地改良区は農家の皆さんが主体で運営されておまして、役員任期は4年となっており、本年8月から新理事長に山形村の三枝さんが就任され、当朝日村の理事は下古見の塩原伸夫さん、上組の久保沢 淳さん、中村の清沢元就さん及び私と、会計監事に本郷の清沢勝治さんが就任されました。今後のご活躍に期待するものでございます。

次に、朝日村教育大綱についてでございます。

平成26年6月に、国は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正を行い、本年4月1日から施行されました。この改正の大きな目的は、教育行政における責任体制を明確化したものでございます。

改正内容の概要につきましては、まず、教育に関する大綱を首長、いわゆる村は村長でございまして、策定することとしておまして、総合教育会議を設置し、首長と教育委員会が協議・調整を行い、首長、いわゆる村長が策定し、この執行機関は教育委員会でございます。首長と教育委員会が教育政策の方向性を共有し、一致した執行体制としたものでござい

ます。

組織改正につきましては、現在の教育委員長と教育長を一本化した新教育長とし、新教育長は首長、村長が議会の同意を得て直接任命し、任期は3年となっております。そのほかの教育委員の任期及び任命方法は従来どおりでございます。

そこで、当村におきましては、去る11月27日に朝日村総合教育会議を開催しまして、朝日村教育大綱を策定いたしました。このことにつきましては、後刻、議員の皆様へ報告することとしております。

なお、当村におきましては、在任の教育長任期の間は、教育委員会組織は従来どおりで進めるものでございます。

次に、組合立鉢盛中学校の50周年についてでございます。

昭和40年5月に松本市立今井中学校、山形村立山形中学校、朝日村立朝日中学校を統合しまして、1市2村による組合立鉢盛中学校は、発足以来50年という半世紀にわたる節目となりました。これによりまして、去る11月21日に開校50周年記念式典が挙行されました。

設置当時は市村の財政の厳しい時期でありましたが、学校は3市村接点の現在地でありまして、校舎の位置は朝日村地籍、校庭の地籍は山形村地籍、駐輪場は今井地籍の地となっております。このときの土地造成は、自衛隊の工作隊による事業であったと記憶いたしております。

既に1万人以上の卒業生が巣立ちまして、「思誠愛」を教育目標に掲げ、リンゴの摘果作業等地域と密着した教育を進めておりまして、50年を大きな節目として、生徒が伸び伸びと各人の目標に向かって大きく成長されることを願うものでございます。

なお、11月5日には50周年記念イベントとして、本村出身の声優であります羽多野渉さんの講演会を開催し、在校生に深い感銘を与えたというようにお聞きしています。また、記念式典後のアトラクションで出演されましたNHK交響楽団の弦楽四重奏の皆さんが記念式典の前日に朝日小学校で演奏され、児童等に大きな興味を持たせることができたというようにお聞きいたしております。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、条例4件、財産1件、予算7件の計12件でございます。

まず初めに、議案第79号につきましては、法で定められました事務以外に、村独自の事務についてマイナンバーを利用する条例を制定するものでございます。

次に、議案第80号につきましては、本年3月に法人住民税の納付書等に法人ナンバーを記

載する条例改正を行いました。その後、記載が不要とされたため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第81号及び第82号につきましては、国民健康保険税、介護保険料、それぞれの減免申請書にマイナンバーの記載をするため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第83号につきましては、除雪用のミニホイールローダー1台を取得するに当たり、648万円で株式会社前田製作所と仮契約が締結されましたので、法及び条例の定めによりまして議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第84号から第90号までは補正予算でございます。

まず初めに、平成27年度一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出ともに1億6,354万円を追加しまして、予算総額を32億5,396万円とするものでございます。

歳入の主なものは、村税が4,330万円、地方交付税が8,181万円、村債が2,880万円等でございます。

歳出の主なものにつきましては、向陽台の宅地造成事業に伴います土地開発公社への事業資金貸付に7,600万円、公用車購入費に500万円、防災無線の個別受信機購入費に216万円、子育て支援センターのじゅうたんの張りかえに110万円、村債の繰上償還に7,380万円等でございます。

次に、各特別会計の補正予算でございますが、特別申し上げる内容ではございませんが、あさひプライムスキー場特別会計では、廃棄しておりました降雪機のコンプレッサー4台分の売却代200万円の収入が主なものでございます。

以上、提案いたしました議案等につきましてご説明を申し上げますが、担当課長及び担当者から補足説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

◎議案内容説明

○議長（清沢正毅君） 日程第18、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時28分

[全 員 協 議 会]

再開 午前11時15分

○議長（清沢正毅君） これより本会議を再開いたします。

◎散会の宣告

○議長（清沢正毅君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午前11時15分

平成27年第4回朝日村議会定例会 第2日

議 事 日 程 (第2号)

平成27年12月18日(金) 午前9時開議

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

出席議員(10名)

1番	高橋 廣美 君	2番	中村 賢郎 君
3番	上條 俊策 君	5番	齊藤 勝則 君
6番	上條 昭三 君	7番	北村 直樹 君
8番	小林 弘幸 君	9番	塩原 智恵美 君
10番	林 邦宏 君	11番	清沢 正毅 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	中村 武雄 君	教 育 長	柳沢 正喜 君
会計管理者兼 総務課長	上條 晴彦 君	住民福祉課長	中村 美代子 君
生活環境課長	曾根 克仁 君	産業振興課長	上條 靖尚 君
会 計 課 長	林 さとみ 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 高山 義教 君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（清沢正毅君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

6番 上 條 昭 三 議員

7番 北 村 直 樹 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者より取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

◎一般質問

○議長（清沢正毅君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申し合わせ順に行います。発言台にて議員番号、氏名を告げてから発言してください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて50分と決められております。簡潔にお願いいたします。また、持ち時間終了5分前になりましたら事務局よりリンでお知らせいたしますので、お含みおきいただきたいと思っております。

◇ 上 條 俊 策 君

○議長（清沢正毅君） それでは、初めに、3番、上條俊策議員。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 3番、上條俊策です。

私は、2つの質問を行わせていただきます。

まず、第1に、空き家等対策の推進に関する特別措置法案に関連してということで、空き家対策の推進に関する特別措置法が総務省・国土交通省令第1号で、平成27年5月26日から施行されました。その背景としては、近年、地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、居住その他の使用がなされていないことが常態であるという住宅、その他の建築物、または、これに付随する工作物及びその敷地（立ち木その他の土地に定着するものを含む）が年々増加しております。

このような空き家等の中には、的確に管理が行われていない結果として、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあります。今後、空き家等の数が増加すれば、それがもたらす問題が一層深刻化することが懸念されるところであり、当村においても、人口増対策も踏まえた空き家バンク制度等、既存法や条例に基づき必要な助言・指導・勧告・命令等を行い、国の財政上の支援措置等を利用しながら、地域の実情に応じた空き家等に関する施策を実施しているものと思っております。

しかしながら、空き家等がもたらす問題が多岐にわたる一方で、空き家等の所有者の特定が困難な場合があること等、解決する課題が多いことを踏まえますと、空き家等がもたらす

問題に総合的に対応するための施策のさらなる充実を図るために公布された法律であります。

空き家等の現状は、平成25年に総務省が実施した住宅土地統計調査の速報値、ことしの7月29日公表ということになっていますが、全国の総住宅数は6,063万戸となっている一方、総世帯数は5,246万世帯となっておりまして、このうち、空き家の数は830万戸で、総住宅数に占める割合は13.5%となっているそうです。

私がこの空き家等に関する質問をいたしますのは、過日、行政区長・議員で村道の総点検ということで、点検作業の折、廃屋・立ち木・雑草等の苦情を二、三お聞きし、行政もその対応に大変今までも苦慮されている状態であるということ、何としても将来にわたってこれを対応していかなければならない重要な事項であると思ったからであります。

この法律により、所有者の確定等、種々の問題がありましたが、その内容は詳しくは申し述べませんが、市町村長に権限が与えられ、今までよりは調べたりすることの情報を利用したりとか、そういったことで、やりやすくなったと思います。これは国中が困っている問題です。当村はまだよいほうかもしれませんが、今のうちに問題解決に取り組んでいかなければならないと思います。

そこで、質問させていただきます。行政としては既に対応されていることかと思いますが、1つとして、住民の皆さんから、こういった空き家とか土地とか立ち木等の苦情があるかないか。今までありましたら、わかる範囲で結構ですけれども、内容とか、どのくらいの数があったのかということをお聞きしたいと思います。

2つとしまして、この法律では、国は空家等に関する施策の基本指針を策定し、市町村は国の基本指針に即した空き家対策計画を策定し、協議会を設置するようになっていますが、その予定はありますか。

3つ目としまして、空き家対策計画に基づく空き家等に関する対策の実施、その他の空き家等に関する必要な措置を適切に講ずるということで、その予定とか内容がありましたら、お聞きしたいと思います。

4つ目としましては、平成25年10月時点で272の自治体が空き家条例等を制定しているということですが、今後、当村では、そんな条例制定というふうなお考えあるかどうかお聞きしたいと思います。

以上で1問目の質問を終わります。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、上條議員の空家等対策の推進に関する特別措置法案に関連してということで、お答えをさせていただきます。

この空家対策特別措置法につきましては、近年、全国的に増加しております空き家が適正な管理が行われていないため、火災の原因になったり、衛生面や景観などにおいて地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしたりしているため、市町村の権限が法的に位置づけられまして、撤去や修繕を勧告・命令できることになったものでございます。これら問題のある空き家を、国は特定空家という呼び方で、勧告を受けると固定資産税の優遇措置、これを受けられなくなったり、また、命令に違反した場合につきましては50万円以下の過料を科せられたり、強制撤去も可能となりました。

そこで、上條議員ご質問の村内の苦情内容と件数についてでございますけれども、空き家関係では、今年度は、放置されている空き家がハクビシンのすみかになるのではないかとの連絡をいただいたものが1件ございました。

ただ、これが特定空家に該当するかという点につきましては、国は特定空家の判断基準につきまして、市町村向けのガイドラインの中で4点挙げてございます。1つ目が、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態、2つ目といたしまして、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、3つ目が、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、4つ目といたしまして、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態としております。

ただし、これは、市町村が特定空家を判断する際の一般的な考え方を示したものでございまして、実際の判断基準につきましては、それぞれの地域の実情に応じて各市町村で定めることになっております。当村につきましては、まだその基準を定めておりませんので、特定空家に該当するかどうかについての判断ができない状況でございますので、お願いいたします。

次に、空き家対策計画の策定と協議会の設置についてでございます。

空き家につきましては、まずは所有者がみずからの責任により的確に対応していただくことが前提でございます。その対応がしていただけない空き家が問題となるわけでございますけれども、こうした空き家につきましては、都市部では大変急激に増加しているようでございますけれども、当村を含めまして農村部におきましては、急激な増加には至っていないと捉えております。

また、当村におきましては、空き家バンク制度により、空き家を改築補助金等によりまして再生を行い、転入者に活用していただく施策を進めております。これまでも27件の空き家が活用され、現在も空き家の所有者と連絡をとる中、7件が登録をいただいております。

空き家対策計画の策定、また協議会の設置につきましては、今後、村内での所有者が的確な対応をしていただけない空き家、また苦情の状況を見る中で、検討してまいりたいと考えております。

次に、条例の制定についてでございますけれども、現在、空き家対策の条例を設けている自治体は、この空家対策特別措置法が施行する前に独自の空き家対策として条例を制定していた自治体でございます。今回の国の法律の施行によりまして、条例を設けなくても特定空家に対する措置が行えることになりましたので、当村では条例の制定は考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問ございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 的確なご回答ありがとうございました。

協議会とか、そういった規則とか、それをつくるのには、県の仕事としては、県はそれに対して助言をすとか、そういったこともあるようでございますので、今後ぜひとも、今お話ありました特定空家、これがふえることが一番問題ということで、普通の空き家は置いておいても、そっちが一番問題なので、朝日村はまだそんなにはふえていないし、今後も余りないだろうということではありますが、そういったことも今後、県とか、そういった関係機関との助言とか相談とか、そういったことをしながら、ぜひとも特定空家が今後ふえることのないように具体的な施策を施していただきまして、住民が気持ちよく安全で、本当に快適な生活が送れますように、よろしくお願いいたします。

これで、私の1問目の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） 上條議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

2問目の質問は、村道等環境点検結果の早期実現についてということで、先般、ことし、先ほどもちょっと言いましたが、村の職員の方と区長さん、それから議員によります、村道の村中の総点検を行わせていただきました。その関係の皆様には大変ご苦労さまでございました。

つきましては、各区長さんから村に道路等整備の要望がなされているものと思いますが、これから来年度予算編成に向けて、要望事項を十分に踏まえた予算計上をお願いいたしたく、どの要望事項もぜひとも実施していただきたいものばかりであると思いますので、これを一日も早い時期に全村道路等の破損箇所が整備されますようお願いいたしたいと考えます。

そこで、予算面、実施計画等について、今後どのように計画される予定か。今年度の予算は600万円ほどであったと思いますが、住民の皆さんは、いつやってもらえるのかと大変心待ちにしておられると思いますので、できることでしたら、これを来年度中にやっていただけたらと思うところであります。

まだ要望が最近出されたことでありますので、これに対するお伺いも、まだ煮詰まっはいないかと思えますけれども、予算、実施時期等のお考えをお聞かせいただけたらと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、私からは、上條議員ご質問の道路等の整備の要望に伴う予算と実施計画についてお答えをさせていただきます。

まず、道路の点検につきましては、9月の議会会期中のお忙しい中ではございましたが、各区の役員の皆さんと合同での点検を行っていただき、大変ありがとうございました。点検結果につきましては、11月末に各区長の連名によりまして、村道環境整備に関する要望書として提出をいただいております。

要望をいただいた箇所数は80カ所に及んでおります。整備要望をいただいた各箇所の確認をさせていただきますと、道路の側溝などのふた、またグレーチングの破損及び段差、また下水道マンホール周りを含む路面の破損、また路面の亀裂に伴う雨水の浸透による路面崩壊の危険性の指摘等ございました。

既に本年度に対応した箇所もございますが、今後の整備計画としましては、要望でも優先順位をつけていただいておりますので、それに沿いながら、財政計画との調整を図り、実施

をしてまいりたいと考えております。

本年度においては、今後冬季の時期になりますので、除雪による破損も予想されますので、雪解け後の対応を検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問ございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） ただいま80カ所あるということで、本年度できるところは、もうやっ
ていただいているということでございますが、最終的には80件、またこれからもふえてくる
可能性あるんですが、予定としてはいつごろまでに可能というような、そういった予定とい
うか、計画はありますか。来年度中にはとか、再来年度ぐらいまでいくんじゃないかとか、
予算とかそういったことの関係もあるかと思ひますが。

それと、話は違ひますが、庁舎などもこれからできてくるわけで、少なくとも庁舎が完成
するときには、村の道路なり、そういったものはしっかり整備されていると。そういった中
で、役場庁舎も完成できるというようなのがあってくればよいと思ひんですが、80件を、
庁舎ができるまでといったら、まだ時間はありますけれども、少なくともそれまでにはやっ
ていただけるかどうか。どんな予定か、もう一度お聞ひしたいと思ひます。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 上條議員の、いつごろまでにというご質問でございますけれ
ども、限られた予算の中で対応していかなければなりませんので、また、要望いただいた中
には事業費がかかるものもございました。ですので、具体的な時期は、はっきり現在お示し
することはできませんけれども、細かい部分については、できる限り予算がある範囲の中で
対応させていただきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） どうもありがとうございました。

前向きなお考えをお聞きして安心したわけですが、これ、先ほども言いましたけれども、できるだけ早く、予算とうまく、その辺も、どういうふうにやれば安く上がるかとかいうこともいろいろあるかと思えますけれども、何とか、先ほども言いましたが、庁舎ができるときには村の道も周りもきれいになっていると。そんな目標といたしますか、持っていただきまして、これから実行に移していただきたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで、上條俊策議員の一般質問は終わりました。

◇ 齊 藤 勝 則 君

○議長（清沢正毅君） 次に、5番、齊藤勝則議員。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） それでは、私の質問をさせていただきますが、その前に一言、この場をおかりしまして、皆さんにおわびを一言申し上げたいと思えます。

このたびは、私の交通安全上の不注意から、村民の皆さんを初め、行政の皆さん、議会の皆さん、多くの方に多大なご心配、ご迷惑をおかけしましたことを心よりおわび申し上げます。これからは、常に安全確認をして行動していきたいと私は考えております。また、被害を受けた方には、私はできる限りの誠意を持って対処していきたいと、このように考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思えます。

一議員として自分の職務を全うしたいと思っておりますので、今後とも変わらず、何とぞよろしくお願ひしたいと思えます。まず最初に、こういうことで、私はおわびを申し上げたいと思えます。お世話になりました。

それでは、質問を始めたいと思えますが、よろしくお願ひします。

私は3問の質問をしたいと思えます。

第1問目でございますけれども、TPPの大筋合意の問題点ということで、一応、文章を読ませていただく中で質問していきたいと思えます。

TPP（環太平洋連携協定）は、日本の多くの職業や産業など広範にかかわっていること

は余り知られていませんが、特に長野県や朝日村にとっては、農業中心の地域であります。少なからぬ影響は大きいと思います。

長野県内の農業について特に挙げますと、大学教授の試算とか、あるいは農水省の試算もありますが、平成25年の県の生産額2,832億円の13.8%に当たる392億円が減少すると言われております。農産物では、特に減少の高いのは豚とか、あるいは牛、これが約60%から70%、リンゴ農家が40%以上、ブドウ農家が32%以上、レタス10%以上、牛乳が13%以上などの主要全品目で、平均にしますと14%以上の減少率があるんじゃないかと、こういうことがうたわれているわけでありまして。また、それ以外の品目でも多岐にわたり、本当に大変である内容であるわけでありまして。

このTPPの特徴は、米国や豪州、そして、隣の中国などもありますが、農産物が大量に流入されるからであります。輸入品を買うほうは安くなるかもしれませんが、農業は大打撃を受けるわけでありまして。

一方、TPPでひとり勝ちするのは、これはある新聞にも書いてありましたが、まさに自動車産業というか一部大企業、いわゆる輸出企業ですね。こういうところが本当に大きな利益、いわゆる関税が取れるということで売りやすくなると、こういうことであれですけれども、政府は、これによるトリクルダウンというようなことをうたっております。いわゆる、大きいそういうところがもうければ、みんなに利益が回るだろうということでありまして、今までの国のあり方を見ても、そういうことは本当に、トップがもうけたからといって、私たちの経済が向上しているわけではありません。ですから、このトリクルダウンというものの考え方は、私は違うなど、こういうふうに思うのが現状であります。

私は思うのですが、日本の農業を守るということは、武器を持つとか海外で戦争することよりも、私は日本の防衛そのものだと思うわけです。というのは、例えば、そういう輸出国ですね、大量に輸出する国が、あるいは農産物が不作になっちゃうとか、こういうことがあると、自給率はこのままでいくと下がってくるわけですが、大打撃を受けるのではないかなということで、やはり日本は自給率というのは、これ以上下げちゃいけないと思うんですが、このTPPによりまして、私は、そういうものが本当に危機に瀕するんじゃないかなと、こんなふうに思うわけでありまして。

そこで、JAグループや多くの農業団体も国へ、国内対策に全力で力を入れるよう求めています。自治体としても国・県へしっかり働きかけなければいけない、こういうふうに思うわけでありまして。その点はいかがでしょう。

また、このほかにも、T P Pというのは、医療分野、保険分野、建設分野、全てに影響がある。項目が非常に多岐にわたっているということで、日本の経済における打撃は非常に大きいんじゃないかなと、こういうふうに思うわけでありませう。

ことしは朝日村、本当にすばらしい売り上げで、30億円以上突破したということでございますが、やはりこういう状況が続くような経済でなければ、朝日村も農業立村の村だし、日本自体も農業主体の村だと、私はこうも思うわけですね。そういう意味で、ぜひ国・県を通して声を上げていって、地域を守るということをお願いしたいと思いますが、そんな点でお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対しまして、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 齊藤議員のT P Pの大筋合意の問題点ということで、私どもの考え方、取り組みについて質問がございました。

議員ご指摘のT P Pにつきましては、本年の10月5日に環太平洋パートナーシップ（T P P）協定交渉の大筋合意がされたところでございます。今回の合意は、幅広い分野に影響を及ぼすと言われておりまして、農林水産業においては、私ども中山間地域だけじゃなくて、条件が整っている農業地域においても深刻な打撃を与えると懸念がされております。現在でも、我が国の食料自給率は先進国の中では最低の40%以下、40%に満たない実態を踏まえますと、食料の自給率向上は、今、齊藤議員もおっしゃっていましたが、国民の食を守る、言いかえれば国を守る、国防の大原点であると捉えております。

そこで、私ども全国町村会では、去る11月18日の全国町村長大会におきまして特別決議を行い、農業に関します重要5品目については速やかに強力な振興策を講じること及び重要5品目以外の林産物、水産物、果樹等につきましては、生産基盤や流通体制の整備等々、確実な諸施策を講ずるよう、国を初め関係機関及び地元国会議員に要望活動をしたところでございます。

また、11月26日には松本広域連合、いわゆる私どものこの地域であります、及び、ここに関係します各土地改良区理事長ともども、農林水産省及び財務大臣に直接要望活動を行いました。また、今月の9日には、山林に関係します要望活動を財務省の主計局及び林野庁長官を初め、国会議員に、それぞれ要望活動を精力的に実施しているところでございます。

農業は国の基でございます、T P Pにおきまして大きな打撃を受ける農業については、

やはり国が保護政策をとる、大事なことでありますので、この点につきましては、今後とも行政の立場から国に要望してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問ございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、非常に村長のほうからしっかりした返答をいただきまして、ぜひ、ことしも本当にこういうすばらしい売り上げで、この間も、私もちょうど農協の役をやっておりまして、その達成記念というようなことで、いろいろ出していただいたようなものもありまして、本当にありがたいことだと思いますが、こういうことが続いていくように、やはりやっていっていただきたいというもので、今の言葉を聞いて、私も意を強くしたわけでございます。

経済学の有名な方でケインズという人がいるんですけども、この人なんかも、やはり昔から、保護的なことをやっていって、経済を守っていかなきゃいけないということを言っていた方なんですけれども、まさに今、そのとおりではないかなと思っております。

殊に長野県は、農産物の被害だけだと三百幾らですけども、これに関連した企業まで入れていくと、約700億円以上のマイナスが来るだろうと。それから、茨城県とか群馬県とか、結構農業県というのは多いんですけども、そういうところの影響というのは、全部足していくと、相当ひどい被害になってくる可能性もあるということで、これはこれから、交渉の批准とか、いろんな中で進みぐあいで変わってくると思いますが、ぜひ今村長が申しましたような、そういう関係機関にしっかりと今のようなあれで働きかけていって、国の方向をきちんと、そういうふうに通じてもらおうようなふうに通じてもらわないと、やはり日本の農業というのは守れないんじゃないかと。

私が殊に心配しているのは、ほとんどのTPPの相手の輸出国というのはアメリカ、オーストラリア、それから中国。殊に中国なんかは、粗製乱造と言っちゃ言葉は悪いんですけども、安全性とかいろいろな面から見ると、日本よりははるかに、そういう意味ではおこなれているようなところもあるものですから、私は食料とかいろいろについても非常に心配しているわけです。たくさん物が入ってきて、安いかもしれんけれども、安全性という点で見れば、日本の農業に私は勝てないんじゃないかなと思うぐらい、日本はすばらしい農業を築いてきていると思うものですから、ぜひ、先ほど村長が申しましたようなあれで、国に守るよ

うにと、国に農業を守るようにということをぜひお願いして、私はこの質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 2番目は、村内道路改修・改善に力をということで、先ほど、1番目にあれしました上條議員さんのほうで主なことは言っていたものですから、余りダブらないようにしたいと思っておりますけれども、要するに、早目にぜひ計画をあれして実施していただきたいというのが、やはり基本ではあります。

そういう中で、私も村内を一応、行政の皆さんや、それから区の区長さん初め、議員の皆さんからで、いろいろダイを挙げてもらったわけですが、私自身も見て回ったわけでございますけれども、私はちょっと、細かいところで気づいたような点についてだけあれしようと思っておりますが、いわゆる道路の環境の中で、暗いところが相変わらず、道路の面したところで子供が通ったりするのに、ちょっと暗いんじゃないかというようなところの明かりだとか、それからもう一つ、前にも私、実は質問したことがあって、農道の舗装がされていないところがあったんですが、早速に対応してもらったんですね、質問しましたら。ある住宅と農道を兼ねたような道路でしたけれども、即、本当に対応していただいて、非常にそのときはありがたいと、早速の対応でありがたかったなと、私は今でも本当に喜んでいるわけでございます。

それから、もう一つは、以前も多分、私たちもそこで地域の人と相談したこともあったかと思っておりますが、大石の道路ですかね、あれがよくなりまして、あの地域の方たちからはすごく褒められております。いい道路ができたということで、うんとありがたいがられているわけでございます。

そういう意味で、この問題では、私、あの下もちょっと通ったんですが、ぜひあれも、上針尾のほうまでの間の途中が、まだまだちょっと狭いようなところがあるものですから、あそこら辺もぜひ、順を追っていった中で改良していただければ、本当にいい道路になるなど。先ほど上條議員さんも言いましたが、庁舎のようなこともありますので、ぜひ、なるべく早目にそこら辺のところをやっていただければ、かなり地域の皆さんから喜ばれることは、これは確実だなと、こういうふうに思うわけでございます。

もう一つ、私、お礼を言わなきゃいけないことがあるんですが、保育園が中央公民館の奥にできたわけでございますけれども、あの道路についても、たしか子供さんが通るといふようなことで、非常に安全上あれだということで、早速今、それを対応してもらって、工事が始められているわけでございますけれども、そういう意味でいきますと、今私は、主線道路とか主なところは、本当に対応が早くやってもらっているなという感じはあります。ただ、そういうふうに、先ほど言ったように、既にできている道路の中で段差があるとか、そういう箇所が何か所かあるものですから、ぜひこれを機会に、順を追って、急ぐ順からでも結構ですので、なるべく早くに前倒しで道路のほうをやっていただけたらいいかなと思います。

先ほども上條課長のほうから聞いておりますので、ぜひそういうことで、道路行政をしっかりとやっていただきたいと思います。私、議員の役目というのは、議会とか行政の役目というのは、治山、治水、道路、本当にこういうことは基本だなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

そんなことで、これは上條議員さんともダブっておりますので、この質問は要望ということで、ぜひお願ひしたいなと思います。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員の2番目の質問は終わりました。

3番目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 3番目の質問でございますが、新庁舎建設に伴う既存の各施設のあり方はということであります。

今、新庁舎建設委員会の中で、今まで基本構想の段階から、いよいよ具体的に建設の検討に入る段階に移行していくようでございますが、同時に私は、既存の施設にいる職員の対応をどうするのか、また、分散した行政施設の有効利用をどうするのか。具体的には中央公民館、マルチメディアセンター、健康センター、わくわく館、ピュアラインなどについて、お考えを聞きたいと思います。

また、今後、人口減少の時代になっていくと思います。少子高齢化、人口減少の時代になっていくと思うんですが、そういうことを想定しますと、過大な投資、あるいは華美な施設ではなく、身の丈に合った実務的なものが将来の負担にならないと思うわけですが、どうでしょうか。

無駄を省き、効率のよい庁舎でなければいけないと思います。庁舎はまさに、村にとっては百年の計。私が一番お願いしたのは、村民の皆さんの意見を本当によく聞いて、それを反映した庁舎にしていただきたいと、こういうことでございます。庁舎というのは本当に百年の計でありますので、今後の先を見据えて、なるべく村民に負担のかからないような方法をとっていただけたらありがたいなということですが、その点についてお考えがありましたら、お聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対しまして、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 齊藤議員の3番目の質問で、新庁舎建設に伴います既存施設のあり方、そして新庁舎の考え方の質問もありましたので、これについて申し上げます。

議員ご指摘のとおり、新庁舎建設に際しましては、後々後人に大きな負担をかけないため、維持経費、いわゆるランニングコストにつきましては、十分検討して対応するものでございます。そこで、既存施設の中で、まず職員の執務につきましては、出先施設の職員も新庁舎での執務となります。また、分散している各施設につきましては、それぞれ目的があって活用しておりますので、新庁舎建設後も一層充実した施設活用ができますよう対応してまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問ございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、村長のほうからも、負担をかけないようにするということと、それから執務は庁舎でということと、それぞれ今も出先機関があちこちに、朝日村は分散の機関があるわけですが、これもぜひしっかりとやっていただかないと、やはりいろいろの負担になるんじゃないかなと思うわけですが、庁舎建設とともに、そこら辺をしっかりと検討していただきたいと思います。

もう一つ、ちょっと、プレゼンがこの間行われたわけですが、具体的なことはまだ発表されておりませんので、わかりませんが、そういう中で今までの案を聞いていますと、ヘリポートとか何かというようなことも考えたりしている、いろいろな案が委員会の中でも出ているようですけれども、こういうものも本当に必要なのかなとか、そこら辺も村民に伺

って、やっぱりやらなきゃいけないのかなというような気はちょっとしております。

それから、朝日村がこれから、東電の工事が、東電といいますか、九電力の中で工事をやりますよね。いわゆるああいう、鉄塔ですか、工事みたいのが、これからどんどん具体的にになってくるんじゃないかと思いますが、ヘリコプターをやる場合には、そういうちょっと事故的なことも心配しなきゃいけないし、また、場所はほかにもあるんじゃないかなという気もしておりますので、やはり余り負担のかからないようにということは、ちょっと心配しているわけでございますけれども、そこら辺についてはどんなものですか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 齊藤議員ご質問の新庁舎にかかわるヘリポートの関係でございますけれども、庁舎の、こういった緊急時のヘリポートを設置するとか、庁舎の規模等につきましては、新庁舎建設委員会がございまして、そちらのほうで基本計画をする際に、その場で協議がされておりました、この内容につきましては、村民の皆様の方にもパブリックコメントをとる中で意見募集をして、最終的に建設委員会の委員長のほうから、こういった内容でということ村長のほうに報告があったものでございますので、そういった内容につきましては、既に建設委員会の中で決められているということでご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今も上條課長のほうからお話がありましたので、建設委員会の中で今検討している段階でございますので、はっきりしたあれも言えないかもしれませんが、ぜひ、先ほども言いましたけれども、村民のいろいろな方のご意見を聞いて、本当に最少の投資で最大の効果が出るような庁舎にしていかなければいけないかなと、こんなふうに私は前から思っております。

華美でなくてもいいし、例えば私たちの議会のこういう議場でも何でも、多目的に使えるようなこととか、いろいろなこともやっていかなければいけないじゃないかと。本当に村民の立場に立って、そういうものを建設していかないと、後々、先ほども言いましたけれども、

人口減少の時代は、これは確実に、抑えてはいても、人口ビジョンとかいろいろやったり、総合戦略で取り上げているわけですが、そういう影響というのは出てくると思うんですね。そういう意味で、将来に負担が残らないようなことを、ぜひ慎重に村民の皆さんと相談した上で、庁舎というのは進めていっていただきたいなど、こんなふうに思います。

プレゼンでは多分、素晴らしい庁舎の案が出ているんじゃないかと思いますが、ぜひそんなことを十分頭に入れながら、今後のことを進めていっていただいて、余り後々、ここが必要だったというような、予算がどんどんふえるような形にはならないような、負担にならないような形で押し進めていただきたいなど、こんなふうに思うわけです。

そんなことで、私は、この3問目の質問も終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで、齊藤勝則議員の一般質問は終わりました。

◇ 上 條 昭 三 君

○議長（清沢正毅君） 次に、6番、上條昭三議員。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 6番、上條昭三でございます。

きょうは3問の質問をさせていただきます。

まず、第1番目の質問といたしまして、朝日村総合戦略の人口ビジョンについてでございます。

朝日村まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンでは、今から45年後の2060年に人口4,000人を維持し、活力ある村をつくるとし、また、5年後の2019年には人口4,466人を目指すとなりました。かなり難しい策定とは思いますが、策定した以上、努力するよりほかはありません。

そこで、人口の自然減がどのくらいあるか知っておきたいと思います。12月の初め、市民タイムスの記事に、去年12月からことしの11月までの1年間、死亡者一覧が載りましたが、その中で朝日村の住人は28人でしたが、市民タイムスに載せない人もいますので、もっと多いかと思います。

そこで、質問の（１）番ですが、去年12月からことしの11月までの1年間の死亡者の人数と出生者の人数を教えてください。

また、考えますに、人口の自然減は、お年寄りが元気で長生きすることにより、少しおくらせることができるのではないかと考えております。

次に、人口の社会増についてでございます。

人口の社会増を図るため、向陽台団地の第2期造成事業が決まり、具体的に動き出しましたので、人口増対策として大いに期待できますが、それだけでは足りないと思います。若者や若い世代の家族の定住促進の村営アパートがどうしても必要であると思います。

（２）番の質問としまして、その若者定住促進賃貸住宅には補助金とか、いろいろのクリアしなければならぬ問題があると思います。実現に向けてどの程度研究しているのか、進捗状況を教えてください。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対しまして、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、上條議員の朝日村の総合戦略の人口ビジョンについてのご質問でございます。

まず最初に、昨年12月からことし11月までの1年間の死亡者と出生者の人数というご質問でございますけれども、これにつきましては、死亡者が49名、出生者が21名となっております。

続きまして、若者定住促進賃貸住宅の研究についてでございますけれども、若者定住促進のための賃貸住宅の設置につきましては、地域総合戦略の中で若年層、特にファミリー層の移住・転入を促進するための施策として位置づけられております。

村では現在、実施に向けて、県内の公営住宅の状況に詳しい長野県住宅供給公社の担当者から、県内の住宅の状況、また国の補助事業などのお話をお聞きしまして、検討を進めている状況でございます。この中で、公営住宅を建設する場合は、村が単独で行う方法と国の補助金を活用する方法がございます。村が単独で行う場合は、当然費用は全て村負担となります。国の補助金を活用する場合につきましては、建物につきましては国土交通省の社会資本総合整備交付金、これが2分の1受けられることになっておりますが、現在は全国的に要望が多い状況から、実際の補助率は4分の1程度とお聞きしております。

また、入居の基準でございますけれども、村が単独で建設した場合、入居基準というものは村が定めることができますので、若年層やファミリー層に限って入居させることが可能になります。

国の補助金を活用した場合の入居基準につきましては、国の公営住宅法の規定に従わなければならないために、一定の所得以下の方は誰でも入居できることになりまして、若年層やファミリー層に限って入居させるということができなくなります。

また、国の補助金を活用した公営住宅の建設につきましては、市町村が行うもの以外にも、民間でも行うことができます。また、自治体が行う場合でも、自治体が直接建設する場合と、県の住宅供給公社に建設していただいて、村に移譲していただく方法がございます。

今後、それぞれのメリット、デメリットを集約しまして、また財政的にも、市町村が行うのか、民間にお任せするのかということなどにつきまして、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） お答えありがとうございました。

人口の自然減が、去年1年間、28人の自然減があったということでございます。これをクリアするためには、やっぱり社会増を図る、よそから人を入れていくということ、また独身者に結婚を促進して人口の自然増をふやしていくということ、今後も努めなければならないと思います。

また、村営アパートにつきまして研究を進めて、どうか実現するようにお願いいたしまして、1問目の質問を終わります。

○議長（清沢正毅君） 上條議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 先ほどの人口増にも関係してまいりますが、2番目の質問といたしまして、行政による婚活支援についてでございます。

先日、テレビ松本の朝日村週刊ニュースで出前村政のニュースを見ていましたら、その中でこれからは、出前村政の中で、婚活支援もやっていきますとアナウンサーが言っているの

を聞きました。いよいよ朝日村も婚活支援に真剣に取り組むのだなと思いました。

村民に対する先日やったアンケートですが、「個人的な問題だが、ある程度は自治体が支援すべき」が47%あり、「少子化に関係するため社会問題として自治体が支援すべき」が31%ございました。合わせて78%の村民の、多分独身者であると思いますが、回答しています。やはり、朝日村当局が真剣に村民の結婚について考え、心配しているという姿勢を見せて、情報を村民に発信して婚活支援をしていけば、朝日村の独身者も積極的に参加するものと思います。

朝日村が自治体による婚活支援をやっていたら、私どもボランティアグループによる婚活支援委員会しあわせ信州・朝日は潔く解散して、村にお任せしたいと思いますが、村長のお考えを教えてください。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対しまして当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 上條議員の2問目の質問で、行政による婚活支援についてということでございます。

我が国の現状は、過去に前例のない、世界でも例のない人口減少時代を迎えておりますこととはご案内のとおりでございます。人口減少の大きな要因の一つに、我が国の実態は、未婚者が増加しているということがございます。そこで、当村では、昭和55年から平成17年まで25年間にわたり、村が主導で結婚相談事業を進めてきた経過がございます。

村は長期にわたり、委員の皆さんには粘り強く活動されましたが、なかなか思うような効果があらわれず、前任者の時期に解消いたしております。しかも、私が就任後には、当時の委員数人の方々が自主的に活動され、行政としてバックアップいたしました。責任者が交代したことによりまして活動が弱体化し、停止となった経過がございます。

この種のもは行政主導型ではなかなかない。他の市村でも積極的に取り組まれたケースがございますが、輪が広がっていないのが実態でございます。これらを含めまして、婚活支援活動につきましては、平成23年、24年、この時期に議会の一般質問でもたびたび取り上げられておりまして、その討論の中から、心ある人の民間主導による婚活支援組織を立ち上げることとなりまして、現在のしあわせ信州・朝日村、今上條議員がおっしゃられました、この活動の組織となったものでございます。

このことは議員は十分ご承知のことと存じますが、県におきましても、昨年、平成26年9月から、ながの出会い応援ポータルサイト、ハピネスナビ信州のホームページで婚活イベントの発信、婚活イベントを実施している企業・団体の紹介、地域の結婚相談所、情報の発信等を行っておりまして、県内のそういった心ある皆さんが連携をとられて進めているというものでございまして、先ほど申し上げましたように、行政がやるから本気になってということではありますが、本気になってやっても、なかなかこの社会、できないのが実態でございまして、行政主導でやることのよしあしは今申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） おっしゃることはよくわかりますが、朝日村の住人が自治体にもっと協力してほしいという、主導でやってほしいと言っておりますので、また側面からバックアップしていただきたいと思います。

以上で2問目の質問は終わります。

○議長（清沢正毅君） 上條議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 3問目の質問をさせていただきます。

村観光協会の設立についてでございます。

朝日村観光協会の設立について、朝日村商工会内に朝日村商工会の全理事が委員となって朝日村観光協会設立準備会を立ち上げ、設立に向け検討されていると聞いております。その進捗状況と、設立のめどが立っていれば、いつごろ設立されるのか教えてください。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対しまして、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 上條議員ご質問の観光協会の設立についてでございます。

この件につきましては、議員ご承知のとおり、商工会が研究会を設け、検討がされており

ます。11月16日に朝日村観光関連団体設立研究会として発足し、商工会役員が委員となり、初の会議が行われております。会議では、観光協会の内容、役割及び現状について確認がされ、委員間で意見交換がされたと聞いております。今後は、先進地視察や幾度かの会議を行い、検討が行われるものと聞いておりますので、検討結果についてはしばらくの時間が必要と考えております。

設立及びそのめどについては、役場庁舎建設に合わせて進めていきたいと聞いておりますので、今後の研究会の検討結果に期待しているところでございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問ございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 観光協会は役場庁舎の完成ごろには設立されるということで安心いたしました。3問目の質問を終わります。

以上で私の質問は終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） これで、上條昭三議員の一般質問は終わりました。

◇ 北 村 直 樹 君

○議長（清沢正毅君） 次に、7番、北村直樹議員。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 7番、北村直樹。

私、北村直樹の一般質問は、村内における除雪対策についてであります。

私の一般質問も今回で3回目を迎えました。ようやく知名度も出てまいりまして、最近では村民の方がわざわざ私の連絡先を調べ、こういった政策をぜひ村に提案・提言してほしいという声を頂戴いたしました。今回の質問は、まさにそんな村民の皆様のお声であります。そのため、今回、私は質問事項を一つに絞り、集中質疑を行いたいと考えております。ぜひともお聞きいただき、ご回答のほど、よろしく願いいたします。

さて、本格的な冬の到来を迎えました我が朝日村、当村において最も頭を悩ませる雪の季

節がやってまいりました。当村は山間に面しており、冬の降雪量はこの平でも多いかと思えます。近年では、2014年2月14日に関東甲信地方に大雪をもたらしたことは記憶に新しいと思えます。

そこで、(1) 除雪の現状について、村で行っている除雪の方法についてお尋ねいたします。特に狭小集落道路や幹線道路から離れた小学校の通学路及び歩道の除雪を中心に、担当課長の答弁を求めます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対しまして、当局の答弁を求めます……じゃ、北村議員、続けて質問事項を。6つありますね。

○7番（北村直樹君） では、続けさせていただきます。

村のほうでは、幹線道路を中心に除雪のほうを行われているかと思えます。特に小学校の通学路や歩道は、地域の皆様やPTAの方が中心となって雪かきを行っているかと思えます。しかし、近年では、異常気象の影響もあり、観測史上初の大雪が降るケースも発生しているかと思えます。冒頭に申し上げたように、2014年2月はまさにそんなケースであるかと思えます。

そこで、第2の質問、2014年2月の大雪の際に、実際どのような対応をとられたのか。また、特に狭小集落道路や幹線道路から離れた小学校の通学路及び歩道の除雪について、村民の声をどのように酌み取ったのかお答えください。

続きまして、降雪はいつ何どき起こるのか、その週間天気予報でないとわからないと思いますが、特に平日に降雪が発生した場合、多くの方は隣接の市町村で仕事をしておりますので、雪かきをする時間はないものと考えております。そうなった場合、細い道路の雪かきはどうでしょうか。大半は、地区の皆様やPTAの皆様のお力で雪かきをいただいているかと思えます。しかし、この雪かきは大変重労働であると考えております。特に、みぞれになった場合は水分を含み、除雪をした際の体への負担は大きいと思えます。

そんな中で、当村では、除雪効率を図るために、除雪用のミニホイールローダーの購入費を補正予算に計上しております。除雪に力を注ぐ方針をとられているかと思えますが、そこで、(3) 今回、除雪用のミニホイールローダーの購入費を補正予算に計上しておりますが、今回の除雪機と既存の除雪機で狭小集落道路や村道から離れた歩道の除雪を行った場合、どのくらいの時間を要して全村除雪は可能なのか。この点をお尋ねしたいと思います。

続きまして、我が朝日村は大きく5区に分かれておりまして、その中に多くの地区が存在しているわけでありまして。雪かきをする際、優先順位は行政の都合もあるかと思えます。し

かし、最後の除雪地区になった場合、地区の住民は除雪機が到着するまでの間、独自の除雪を行ったり、または自宅で待機している方が多いかと思えます。

そんな課題、雪かきに対して、安曇野市ではこんな対応をしております。こちらは平成27年11月26日の市民タイムスの記事であります。安曇野市では歩行型除雪機を購入し、各区へ貸与しております。このことによりまして、各区の要望に応え、そして、除雪機が到着するまでの間、各区で除雪を行うことになりまして、行政、そして各区にとっても、お互いいいことだということで、安曇野市は除雪機を購入されたと聞いております。こういった除雪機を我が朝日村でも購入することはできないか。こちらが第4の質問になります。

続きまして、我が朝日村は少子高齢化が進んでいる状況であります。先ほどから申し上げていきますように、除雪には相当な体力が必要であり、高齢化が進む我が朝日村にとっては大きな課題になるかと思っております。

そこで、(5)の質問といたしまして、当村において少子高齢化が進み、雪かきの課題や、また対策を講じる必要があると思えますが、今後この雪かきに対して、また除雪に対してどのような対応をされるのか。こちらをお尋ねいたします。

最後になりますが、本シーズンにおける大雪に対する状況の対策についてお尋ねしたいと思います。

私の今回の一般質問は、6つの項目についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対しまして、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、北村議員ご質問の除雪対策についてお答えをさせていただきます。

初めに、除雪方法についてでございます。

当村の除雪は、冬期間の積雪時における道路交通の確保について、県を含む関係機関、住民との連携を図りながら、効果的な除雪を実施することを目的に、毎年度、除雪計画を策定し行っております。具体的には、災害が予想される異常除雪を除き、通常除雪の場合、積雪深が10センチ以上で除雪を行っております。また、除雪計画路線は、県道は県が、村道は村が、それぞれ業者委託により実施しております。

路線の性格を勘案し、路線区分を行っております。県道や広域幹線とアクセスする幹線道

路を最重要路線、また、バス路線や集落と幹線村道を結ぶ主要集落道を緊急確保路線、その他の道路を一般除雪道路としております。なお、除雪機械が進入できない狭隘道路や農道については対応していません。

そのほか、路面凍結防止対策として、最重要路線及び緊急確保路線を原則に、凍結防止剤等の散布を行っております。歩道の除雪については原則行わないものとしており、住民及び学校PTAによる作業協力をお願いしております。

例年、当村では除雪会議を行い、学校関係者からも出席をいただき、歩道の除雪依頼をし、その後、小・中のPTA役員の打ち合わせが行われ、地域での除雪範囲が決まり、対応していただいているところでございます。本年度は、針尾幹2号線、通称東電道路でございますが、それから西洗馬幹1号線、JAの育苗ハウスから東電道路までの交差点の歩道について、延長が長いこと、また機械対応が可能なことから、PTAとの協議の上、村による除雪を行う計画としております。

議員ご質問の幹線道路から離れた歩道の除雪についてでございますが、歩道の設置は幹線道路を中心に整備してきておりますので、集落から幹線道路までの歩道がない道路、いわゆる路側帯については、車道を除雪する際に対応できる場合を除き、地元の皆さんで除雪を行い、確保していただいているのが現状でございます。

次に、2014年2月の大雪の際の除雪対応でございます。

この際の大雪は、2月8日土曜日から2週続けての週末の大雪となりました。15日土曜日の累積積雪は90センチと記録されてございます。除雪対応については、1週目は通常除雪で対応を行い、歩道の除雪はPTAと連携し、除雪を行った記録となっております。また、週末には2週目の大雪が見込まれたことから、幅員の狭い県道を中心に搬出による対応を行っております。

2週目については、14日金曜日午前中に大雪警報が発令され、午後3時から除雪を開始しており、15日の午前中まで降り続いたため、午前10時に村では大雪による災害対策本部を設置し、対応を行っております。その後、道路除雪は1週間を要した記録となっております。このときの歩道の除雪については、16日日曜日午前8時からPTAによる除雪が行われたと記録されております。

また、この大雪により、近隣市村の学校では、通学路の確保が困難なことから、休校あるいは登校時間をおくらせる対応を行ったと記憶しております。当村の朝日小学校では、PTA、また住民の皆さんによる除雪により一定の歩道の確保ができたことから、月曜日から通

常登校が行われております。PTA並びに住民の皆さんのご協力に感謝するところでございます。

次に、除雪時間についてでございます。

通常除雪の場合、夜半の雪については、通勤・通学時間、バスの運行開始時間、およそ6時半から7時ごろを目安に、それに間に合うように対応しているところでございます。しかし、降雪量、時間帯により除雪開始時間も変わりますので、また昼間の除雪については、交通の確保を行いながらの作業となるため、作業時間は延びることになります。したがって、状況により除雪時間は変わるため、その時間を試算することはなかなか難しいと考えております。しかし、新たにホイールローダーを作業に導入することにより、現在より作業時間は短縮すると考えております。

次に、歩行型除雪機の導入についてでございます。

既に当村では、各区単位でコミュニティ助成事業を活用した歩行型除雪機の導入が図られており、平成25年度に小野沢区が3台導入し、本年度は入二区で2台、針尾区で1台を導入しております。来年度は西洗馬区が5台の導入を計画しており、今後、地域での助け合いによる除雪対応が進むことを期待しているところでございます。

古見地域については、本年度、松本建設事務所から県道新田松本線の歩道対応として、歩行型除雪機が当村へ貸与される予定となっております。PTAの除雪作業の際に使用する計画となっております。

次に、少子高齢化に伴う今後の除雪の課題についてでございます。

村道等については、今後も除雪計画により進めていくこととなります。また、集落の狭隘道路については、さきに述べたとおり、地域での協力、助け合いによる対応をお願いしたいと考えております。

今シーズンの大雪に対する対応についてでございますが、本年度も既に除雪会議を行い、関係機関との協議を行っております。大雪による異常除雪の際は、関係機関との連携によりまして対応するとともに、地区長への除雪依頼を行い、地域の皆様からのご協力をいただく計画となっております。その際には、ぜひご協力をお願いしたいと考えております。

議員の皆様からも、地域の協力による除雪作業についてご理解をいただき、地域での体制整備について、ぜひご尽力いただくことをお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問ございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 多岐にわたる回答のほう、ありがとうございました。

私が今回、特に質問として大きく述べたかったのが、やはり歩行型除雪機の導入はどうだろうかという部分でございました。私がここになぜ着目したかといいますと、現状のサービスで、果たしてそれが村民の満足につながっているのかという部分であります。

現状の行政の対応と村民の皆様の気持ちを、少しでも縮めることが必要だというふうに感じております。やはり行政の方、数少ない中で、限られた予算で、物すごくしっかりやっているというのは、さきの道路点検でも私は重々把握しております。しかし、中には村民の方は、しっかり税金を払っているが、なぜ早急にやってくれないんだろうか、こういった意見もあるわけであります。ここの考えの違い、または温度差を少しでも埋める必要が、私は必要だというふうに思っております。

その解決策の一つが、今回の除雪に関していえば、各区で除雪機のほうを持って、そして、即座に対応できる体制づくりが解決策につながるのではないかと、このように考えたわけがあります。

先ほど課長のほうから、各区でも準備のほうはされているということですが、この台数が果たして、本当に各区にとって十分な数を準備できているのかという部分は、疑問が少々残るところでございますが、こちらは引き続き、私も議会活性化委員長を仰せつかっておりますので、各区長の皆様と検討して、そして、本当にこの歩行型除雪機がもっと必要ではないかというときは、改めて議会活性化委員会、または行政の皆様提案したいというふうに考えております。

除雪はかなり、みぞれの場合ですとやはり重くなり、高齢者の方、または若い人にとっても、かなり負担なことになると思います。また、先ほども申し上げましたように、少子高齢化に伴いまして、除雪というのはかなり重要課題の位置づけになってくるかと思っております。我が朝日村でも、地域総合戦略として5カ年計画等、いろんな部分で将来のことを考えているかと思っておりますが、ぜひとも除雪の分野もあわせてご検討のほうをしていただければと、このように思っているわけであります。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで、北村直樹議員の一般質問を終わります。

それでは、ここで休憩をとりたいと思います。

15分の休憩後、10時45分から再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時45分

○議長（清沢正毅君） それでは、引き続き一般質問に入ります。

◇ 小 林 弘 幸 君

○議長（清沢正毅君） 次に、8番、小林弘幸議員。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 8番、小林弘幸です。

それでは、私、3問質問をさせていただきます。

まず最初に、27年度の村政の中間レビューということについてお聞きしたいと思います。

27年度も4分の3が経過し、新年度に向けた予算編成が始まっていると思います。ここで27年度実施計画並びに当初予算の中間レビューを実施し、新年度に向けた課題を整理する必要があります。

監査委員による定期監査報告がされ、10月末時点での予算執行率は平均で42.5%となっているという報告がありました。そこで、27年度実施計画において、各課ごと重要テーマの進捗状況、予算の執行状況、年度内に計画を達成するための諸課題をお聞かせください。

すみませんが、各課長さんによろしく願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対しまして、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、小林議員ご質問の平成27年度実施計画における重要テーマの進捗状況、予算の執行状況、年度内計画達成のための課題につきまして、それぞれ各課より答弁させていただきます。

最初に総務課でございますけれども、総務課の本年度の実施計画における重要テーマは12項目ございますが、主な項目につきましてお答えさせていただきます。

まず、役場新庁舎建設の推進についてでございますけれども、これにつきましては、本年9月に、新庁舎建設委員会の皆様により建設基本計画を策定いただきました。その後、村ではプロポーザルにより、設計監理業者の選定を進めてまいりました。先日、12月15日に設計監理業者が決定いたしまして、庁舎の建設事業におきましては、おおむね計画どおりに進捗している状況でございます。

次に、地方創生に伴う地方総合戦略策定につきましては、非常に短期間での策定となりまして、当初のスケジュールどおりにいかない部分もございましたが、10月末に策定を行い、国の追加交付金を受けることができました。一旦、10月末には策定しましたが、県と同様、年度内に出前村政、またパブリックコメント等を実施しまして、必要に応じて修正・改定を行っていくこととしております。

また、総務課では本年、新たに公共施設総合管理計画、それと行財政改革プランを策定することにしております。公共施設総合管理計画につきましては、策定業務を業者のほうへ委託しておりますが、公共施設の建設時の資料等の確認に時間を要している状況でございます。また、来年度から5カ年の行財政改革プラン、こちらにつきましては、年度内に策定していく計画でございます。

また、村税の徴収率でございますけれども、昨年と同時期に比べまして現年分で2.3%、また滞納者分で8.3%低くなっております。今後は滞納者に対しまして、分納誓約、また財産調査を行うとともに、ほかの公共料金との共同徴収の体制を整えまして、現年分につきましては年度内徴収に徹底して取り組んでいく方針でございます。

総務課につきましては以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 中村課長。

〔住民福祉課長 中村美代子君登壇〕

○住民福祉課長（中村美代子君） 住民福祉課の今年度の重点課題でございますが、主なもののみ申し上げます。

戸籍情報システム更新事業ですが、5年リースの終了に伴い、コスト、運用性、今後の安定性を勘案して、新しい業者への変更準備を進めております。2月から新システムに移行するよう準備しており、順調に進んでおります。進捗率は70%ですが、予算執行率はゼロ%です。定期監査のときにスムーズにシステム変更できるよう指摘されておりますので、十分に

注意を払い進めてまいります。

次に、かたくりの里の増改修事業ですが、11月末には新築部分が完成し、既にデイ・サービス事業が切れ目なく行われております。改修部分につきましても、3月末をめどに順調に工事が進んでおります。それに伴い、来年4月から始まります介護予防・日常生活支援総合事業に向けての計画策定及び事業者説明が進んでおります。ともに進捗率は60%、予算執行率は50%ほどになっております。

続いて、健康村推進事業ですが、各種集団健診及び教室は10月中にはほぼ完了いたしました。保健師の個別訪問も6割方終わりました。今後は健診の結果のフォローを進めてまいります。60%進捗率で、執行率は20%ほどでございます。

この件に関連して、国民健康保険での保健事業の進捗でございますが、集団での健診率はほぼ例年並みでございました。個別健診、人間ドックは増加傾向にございます。70%の進捗率、執行率は14%でございます。

課題といたしましては、国保の特定健診事業では健診率の向上が求められておりますので、来年度に向けて、人間ドックの補助額を増額できるように検討しております。

介護保険での予防事業は計画に基づき行われております。特に認知症地域支援推進事業では、専門医において実施しております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 曾根課長。

〔生活環境課長 曾根克仁君登壇〕

○生活環境課長（曾根克仁君） 続きまして、生活環境の関係をお願いいたします。

環境の関係から申し上げますが、環境の関係では、新エネルギー等の活用の促進事業ということで、一般家庭の太陽光の発電システム設置補助、これは、本年度予算では15件の予算計上をしております。この10月末までで8件、その後1件の申請がございました。設置が完了した時点で補助金の交付をしておりますので、事業の進捗率としましては約60%でございます。

また、ごみの減量と資源化の推進の関係でございますが、この10月末で、資源物の回収につきましては101トン、可燃物・不燃物の収集の関係では293トンを実施しております。進捗率としましては58%でございますが、ごみの量としましては昨年度とほぼ同じ量でございます。引き続きごみの分別を推進して、減量化を図ってまいりたいと思っております。

次に、簡易水道の関係でございます。

国庫補助を受けての簡易水道再編推進事業、ことしは工事のほう、設備機器の更新工事、御馬越、それと浄水場のほうの工事をしてございますけれども、7月に設計業務の発注をし、工事につきましては、この10月から着手してございます。来年の2月末には竣工する予定で進めております。

続きまして、下水道の関係でございますが、下水道の関係では、ピュアラインあさひの長寿命化事業といたしまして、水処理の電気計装の工事の更新工事、それから耐震診断、また、29年度以降に予定されます長寿命化計画の策定をそれぞれ6月に発注してございます。10月末の進捗状況としましては約30%ぐらいでございますけれども、これも年明け3月の末には完了する見込みでございます。

また、上下水道、これは使用料を頂戴しておりますので、使用料の関係を申し上げますと、使用料の収入状況でございますが、10月末で全体では98.9%の収納率をいただいております。毎月納入をいただいている使用料でございますので、極力滞納がないように、1回でも納付が出来る場合については、都度小まめな連絡をとりながら、納付をいただくように促進しております。引き続き、これは継続していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 上條課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 私からは、産業振興課関係についてお答えさせていただきます。

本年度の産業振興課関係事業では、13の事業を主要事業として進めております。内訳では、農業関係で1件、林業関係で3件、商工観光関係で5件、建設関係で4件でございます。それぞれの事業で執行状況は異なりますけれども、工事関係の発注は約7割程度の発注を行っております。また、助成事業等の支払いについては、今後、各事業体からの実績報告等の提出があり、支払いが進むものと考えております。

今後の工事関係の大きな発注の予定ですと、村道小野沢11・12号線の改良工事の2期分が主なものでございまして、1期工事の出来高との調整があったことから、現在、設計積算を、設計監理を委託しております長野県建設技術センターで行っております。発注は年明けを予定しておりますので、繰り越しも考えた工事になるものと考えております。

また、道路については、国からの交付金等の交付状況が非常に厳しく、財源確保が難しい中で、多くの道路事業を抱える中、事業箇所を選定等が課題と捉えております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 柳沢教育長。

〔教育長 柳沢正喜君登壇〕

○教育長（柳沢正喜君） それでは、教育委員会関係の事業を申し上げたいと思います。

まず、子育て支援事業では、わくわく館及び朝日保育園の運営がございます。それから、学校教育では朝日小学校及び鉢盛中学校の運営、社会教育では公民館事業を初め、図書館、美術館の運営がございますが、それぞれの施設では年間計画に沿って事業展開をしております。本年度も計画どおり進んでおります。

特に朝日保育園は、この4月に新園舎で保育事業が始まっておりますけれども、本年度から新規に取り組んでおりますゼロ歳児保育も、施設が整って受け入れを始めているわけですが、今後、ゼロ歳児保育の要望が増加すると思われま。

その他ハード事業では、社会体育施設のトレセン、アリーナの非構造部材耐震工事、これは天井の撤去でございますけれども、12月1日から工事に入っております、来年3月末までには完成の予定で進んでおります。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） どうもありがとうございました。

一番、今の時期にこういったレビューを行うということは、先ほども申したとおり、新年度に向けた、来年度に向けた大事な一歩であるというふうに私は捉えておりますので、皆さんに今お聞きして、大方の大型事業が丸であるということで、本当によくやっていただいているなというふうに思いました。一つくらいバツというのがあっても、本当はよかったかもしれませんが、皆さんの棚卸しができたということで安心しております。ありがとうございました。

じゃ、1問目の質問を終わります。

○議長（清沢正毅君） 小林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

28年度まち・ひと・しごと創生総合戦略、この進め方について、お尋ねをしたいと思います。

いよいよ本格的にスタートするまち・ひと・しごと創生総合戦略、この新規テーマを盛り込んだ28年度実施計画、これは、中には行動計画とうたわれておりますけれども、その作成、それに伴う予算、そういったものの編成を検討中と思います。そこで、以下に挙げる観点から質問をさせていただきます。

1つ目、今、私たち朝日村は、後期基本計画の計画にのっとった各種事業が進められておりますが、その実施計画と新規総合戦略の進め方、そこの整合性についてお聞きしたいと思います。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本方針に、第5次総合計画・人口ビジョンとの関係として説明があります。第5次総合計画のうち、特に重要な課題に横断的に取り組む「戦略的な施策・事業」をまとめた行動計画、そのように位置づけるというふうに記載があります。後期基本計画における実施計画と新たな行動計画をどのように関連づけするのか。例えば一例ですが、基本的な進め方をまとめるとか、そのようなことですが、そのような基本的な進め方についてお尋ねしたいと思います。

②総合戦略の推進体制についてお聞きいたします。

総合戦略の基本目標ⅠからⅣにおける具体的な施策と事業は、非常にわかりやすく示されています。現在の実施計画と比較すると、新規テーマは、私が数えるに約30は数えられ、合わせると、単純にテーマ数は150を超えるということになると思います。新たにKPIが設けられ、達成度が評価され、より厳しい仕事環境が想像できます。スタッフの不足が心配されますが、どのような体制で進められるのかお聞かせください。

もう一つ、総合戦略を踏まえた重点施策と予算編成についてお尋ねいたします。

人口ビジョンでは、2060年に4,000人、2019年に4,466人を目指すとされています。目標はかなり高く、国の目標は今、1億2,000万人を1億人にする、これは約22%の減にとどめておりますけれども、朝日村は、この計算でいくと16%の減ということで、非常にその辺の目標の高いことについては、やる気を感じ取っております。中村村長も、今議会の議案提案説明の中で、非常にハードルが高いと捉えられておられます。

計画された以上は、必達のためのあらゆる手段、確実に実行していかなければなりません。そのため、28年度の重点施策と予算をどのようにお考えであるかというところをお聞かせ願

いたいと思います。

以上、3項目にわたってお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対しまして、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 小林議員の2問目の質問で、新年度、平成28年度の地方創生にかかわります総合戦略の進め方ということでございます。

そこで、村は総合計画の上に今、ずっと進めているわけでありましたが、後期基本計画の実施計画と新規総合戦略の進め方ということでございますが、第5次総合計画は平成26年度から30年度の後期基本計画を策定して、本年は2年目を迎えているわけでございます。このような進行形の中で、国は人口ビジョンとその目標達成のための総合戦略を策定して推進するというように決められてきております。

そこで、当村は、この戦略を策定するに当たりましては、総合計画は朝日村の全体を示しておりますが、総合戦略は人口をふやすだけに限定しておりますから、いわゆる総合計画の中の一部、こういう表現にご理解をいただきたいと思いますが、人口課題につきましては、後期基本計画及び総合戦略は双方の共通認識で進めていくものでございます。

なお、この後期基本計画は、今申し上げましたように本年度で2カ年目を迎えておりますので、総合戦略は5カ年という表現であります。まずは総合戦略の計画も、来年度から3カ年の計画で、総合計画の後期基本計画と歩調を合わせて推進するというものでございます。

そこで、総合戦略の推進体制についてでございます。基本的には今まで進めてきました事業の延長でございまして、総務課、企画財政担当を中心に調整を図りまして、事務事業等につきましては、執行する内容を再確認するなど、担当課で推進するものでございます。

なお、総合戦略を踏まえた重点施策と予算編成につきましては、既に全職員に新年度の考え方を説明してございますし、現在それぞれのセクションで取り組んでいるところでございます。そこで、新年度の重点施策と予算の考え方ということでございますが、まず予算につきましては、就任以来、私は健全財政の中で事務事業を執行する大前提を持っておりますので、この継続と、事務事業につきましては、人口増につながる取り組み、いわゆる人口ビジョンにつながる取り組みでございますが、及び新役場庁舎建設に向け、地域の活性化、村民の利便性の向上につながる具体的取り組みをしてまいり所存でございます。

なお、後日、新年度の実施計画と総合戦略及び財政計画につきましては、議員の皆さんに

ご説明を申し上げる予定でございます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問ございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） ありがとうございます。

非常に、村長からそういうお話を伺うと、私たちも頭の中が整理していくということで、本当にありがとうございました。

一つ、あと後期、下期の3カ年計画というのと、今度の人口を主とした新たな取り組みというところを、現在の仕事の延長で事務局的に行うということが今説明されましたけれども、特別プロジェクト的なものはつくるお考えがあるのかないのか、または現状のままでいいのか。そんなところがちょっと気になったんですが、現状のままでいくと。何か特別プロジェクトをつくるなんていうと、私的にはおもしろいなと思っていたんですが、現状のままでいくというお話でありましたので、了解いたしました。

それと、重点施策というところが、やはりここで明確に村長からお伺いできてよかったと思います。一つは、何とか人口をふやすための施策を重点的に行うんだという一つの基本的な考え方、それと、庁舎を取り巻く利便性を考えるというところで、その辺も非常に我々としては、村民としてはわかりやすい説明であったかというふうに思います。

とりわけ非常に、先ほど申したとおり、あと3カ年、それと新規テーマ、非常にテーマ数が多いから、その辺をどのように扱うというのは、職員の皆さんが毎日残業疲れてぶっ倒れないように、ぜひ注意していただいて、進めていただければというふうに思います。

それでは、2問目の質問、大方のところ理解できましたので、終わりにします。

○議長（清沢正毅君） 中村村長、いいですか。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 小林議員の心配されます、重要課題に一担当だけで大丈夫か。今までも私は就任以来、重要なものには、職員全体の中でプロジェクトチームをつくり、原案をつくって議論をしてきたと。それは、なぜこういうことをやっていますかという、私は副村長を置いていません。でありますから、これをどうするかは、各課長の権限だけではないけま

せんので、大事なものについては、全課を網羅したプロジェクトに今までも取り組んできております。この辺については、ぜひご理解をいただきたい。

また、大きな仕事につきましては、今まで村の職員体制だけでは、私が見ているところ、非常に荷が重い。そこにつきましては、今、職員を1人、県から派遣していただいておりますが、その都度、テーマを完成させるために県から職員を派遣していただいておりますということをご理解いただきたい。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 小林議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） それでは、3問目の質問をさせていただきます。

村政業務の改善活動という切り口でお願いしたいと思います。

人口が減っていくと、当然、税収入、各種交付金が減り、予算が減り、住民へのサービスが低下し、村が成り立たなくなっていくと。その対策として、人口ビジョン・総合戦略というものが作成されているというふうに理解しております。着実に計画を実施するための必要経費の捻出というものは、今後も大きな課題であるというふうに思います。

保育園の統合や今度の新庁舎建設は、業務をまとめるということによって、効果の一つとして業務の効率化が図られるということもあります。これは大型投資を前提とした効率化ではありますが、一方、一般企業的な経営方針では、必ず一般企業の経営方針の中には、業務の合理化だとか効率化だとか日々の改善活動というものがうたわれております。

そこで、村政全般においても、日々地道な経費削減活動が急務であって、今後の村の体質強化へとつながると私は確信しております。そこで、現在、朝日村の各種改善活動、そのような具体例がありましたら、現状をお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対しまして、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、小林議員ご質問の村政業務の改善活動につきましてお答えさせていただきます。

村政業務の改善活動、いわゆる行政改革の大きな項目につきましては、これまでの取り組

みとしまして、当村では平成19年度に、平成20年度から平成24年度までを計画期間としました行財政改革プランを策定して取り組んでまいりました。この行政改革の取り組みの主な内容でございますけれども、職員の定数削減、特別職・一般職の給与等の削減、観光施設等の指定管理への移行と売却、有線テレビの民営化と自主放送の民間委託、下水道処理場の統合、公共用地の賃借料の削減、地方債等の繰上償還、自主財源確保のための企業誘致、税の徴収率の向上などございまして、こうした取り組みを集中的に進めてきた結果、行財政改革プランの策定時に22.2%であった実質公債費比率は現在7.6%に、財政の硬直化を示す経常収支比率でございますけれども、83.5%から71.4%まで改善いたしました。また、一般会計の借金は、約27億円から5億円減少しまして約22億円、一方、貯金につきましては、7億5,000万円から約30億円に増加するなど、一定の成果を生んできております。

ここ3年間は大きな行財政改革プランの策定は行っておりませんでした。ことし10月に行われました国勢調査の人口で、来年度からの地方交付税が算定されることとなります。人口減少に伴う地方交付税の減額に対応するため、来年度から始まる新たな行財政改革プランを本年度中に策定することとしております。

なお、小林議員ご質問の事務的なコストの削減についてでございますけれども、これにつきましては、これまでも当初予算編成の中で取り組んできております。例年、当初予算編成前に全職員へ予算編成方針を示す中で、緊急性や住民ニーズがより高い事業に限られた財源を配分するために、それぞれの予算項目につきまして、コスト削減の取り組みを説明し、意思の統一を図ってきております。

細かい内容でございますけれども、具体的な例を挙げれば、旅費につきましては、出張の必要性を厳選し1名で出張、長野市への出張は2名までは高速バス使用、県内・名古屋・東京出張は日帰りとする。講師等の謝礼につきましては再度見直し、需用費は前年度の決算数値以内を基本に削減、事務用品は補助事業で買えるものを全庁で使用、ペーパーレス化、リサイクルの取り組み、書籍の購入は控えインターネットで情報収集、印刷物については業者発注せず、原則自庁で印刷、節電・節水の徹底、委託料は競争入札とし、随意契約によるものは原則前年度の決算額以内とする。団体への助成金は財務状況等を確認し、助成の必要性・妥当性を検証、こういったコスト削減に向けた取り組みを細かく示して予算編成を行いまして、その内容につきましては、財政査定、村長査定の中で確認を行っている状況でございますので、お願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問ございますか。

小林議員。

[8 番 小林弘幸君登壇]

○ 8 番 (小林弘幸君) ありがとうございます。

中村村長がつかれてから、行財政改革ということで各種、村的な経営指標が非常に改善されているということを今、再度説明もされて、それはすごいことだなという、言葉は悪いですが、思っている次第ですが、非常に多岐にわたり、コスト削減活動を全職員を通じてやっておられるというのが再確認できた、非常にいい答弁だったと思います。

やっぱりコスト意識というのを全て基本に置くと、いろんなアイデアが出てくるといいますので、ぜひ引き続き、その辺のコスト意識というところを念頭に置いた、次のまた予算どりだとかそういったことを、予算編成等々をやっていっていただきたいというふうに思います。

これだけいいことを並べられると、私も突っ込むところがないような次第でして、もう少し勉強して、コスト意識とは何ぞや、または、本当にこういうところはよくできているのというようなところをまた質問していきたいと思います。どうもありがとうございました。

じゃ、これで終わりにします。ありがとうございます。

○ 議長 (清沢正毅君) これで、小林弘幸議員の一般質問は終わりました。

◇ 塩 原 智 恵 美 君

○ 議長 (清沢正毅君) 次に、9番、塩原智恵美議員。

塩原議員。

[9 番 塩原智恵美君登壇]

○ 9 番 (塩原智恵美君) 9番、塩原智恵美でございます。

私は今回、3つ質問させていただきます。

長野県指定文化財・武居城址について、松くい虫被害予防対策について、総合戦略と人口ビジョンについて、以上3項目でございます。

では、初めの質問でございます。長野県指定文化財・武居城址についてでございます。

西洗馬にある武居城址は、平成3年2月15日に村史跡となり、平成4年2月20日、県史跡に指定されました。ことしに入り、武居城公園茶室など、機会があり何回か公園を訪れま

した。久しぶりに武居城址も上ってみようと、その入り口に立ったところ、鳥獣防護柵が設置されており、鎖を外して扉をあけないと史跡に入れないことに驚きました。武居城は村の文化財であり、県の史跡にも指定され、村外からも多くの方が訪れております。そこが電気柵で守られているのではなく、熊とかイノシシの居住区域内になっていたということでございます。

村のホームページには、このあたりを武居城公園として茶室も紹介しており、公園内2カ所に城址を紹介する看板が立っているのは、この一帯を公園としてPRしているからと思っております。また、史跡周辺は笹や草木に覆われ、特徴とする中世の山城の堀などがわかりにくく、歩行困難な箇所も何カ所ありました。こうしたことから、以下についてお尋ねいたします。

①武居城公園とはどの範囲を指しているのか。

2つ目、武居城址を訪れる人の身の安全が守られているのか。

3つ目、草刈りなど環境整備はどう対応しているのか。

以上お願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対しまして、当局の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 柳沢正喜君登壇〕

○教育長（柳沢正喜君） それでは、塩原議員の武居城史跡の公園の関係の質問でございますが、塩原議員が役場の職員でおられたときに武居城公園の整備があったと思いますので、よくご存じかと思っておりますけれども、武居城公園という名称は、村のホームページや、あるいは観光パンフレット、あるいは現地にある案内看板等に使われております。既に村内外の皆さんには知れ渡った名前かと思うわけでございますけれども、実は武居城公園というのは、村の条例には規定がございません。ということで、この範囲についての明確なことが記されていないということになっております。

そこで、村では武居城公園を整備した事業がございます。その事業は、平成5年度から取り組んだまちづくり特別対策事業、武居城公園整備事業というのがございまして、その内容から見ますと、武居城跡、武居城の城跡周辺の公園整備と定義されております。このことから、現在の村道から入った休憩所、茶室があるところですね。それから、花木が植えられて水路が整備されている平たん地の部分、面積では約6,500平米と書いてございましたが、そこを武居城公園であるというふうに理解しているところでございます。

村の管理の実態では、武居城公園は観光部署、つまり産業振興課が行っております。それから、冠木門から上の武居城跡については教育委員会が管轄するということでございまして、一般的には、やはり武居城跡が基本であるので、そういった一体的な公園化というふうに思われるかもしれませんが、改めて考えると、その平坦地の部分を武居城公園というふうに理解したほうがいいだろうというふうに思っております。

それから、②の武居城跡を訪れた人たちの身の安全はどうかという問題でございしますが、村の文化財保護委員会という組織がございまして、そこが基本的には、そういった史跡、あるいは村の文化財について、管理等の諮問をしているわけでございますけれども、その記録、あるいは教育委員会の記録を見ても、鳥獣防護柵を設置するときの、そういったことの記録はございません。ないというよりも、それは文化財保護委員会、あるいは教育委員会で、そういったものの協議をする必要はないというふうに私は理解しているところでございますけれども、つまり、この鳥獣防護柵については、村民の安心・安全、それから生活を有害鳥獣から守るとというのが基本でございますので、そういった意味で合理的な場所につける。そして、それは、村民の皆さんとの合意のもとにやった事業であるというふうに聞いていますので、それは文化財云々のことではないというふうに理解しております。

この武居城につきましては、山城であるということです。もともと山林の中にあるという史跡でございます。つまり、山に行けば動物に遭ったり、それは熊、あるいはイノシシに遭うかもしれませんけれども、それは普通にあることでございます。そういったところにある史跡であるということをもとに認識してもらっているというふうに解釈するわけでございまして、たまたまそこに鳥獣防護柵が麓にできた、できないにかかわらず、今までと変わらない環境にあるという状況でございます。

したがって、そこを訪れる方々は、そのような状況を理解してもらって、見学をしていただくということになるかと思っておりますし、自己責任で見てもらおうということになるかと思っております。

それから、③の管理の関係でございます。

先ほど申し上げましたように、武居城公園については産業振興課で管理しておりますので、それは後ほど担当課長からお答えがあると思います。武居城城跡の環境の管理につきましては、県指定の史跡であるということから、例年2回、県の文化財担当者として村の担当者が合同で文化財パトロールをしております。山に登って、状態を見て、県のほうからの指摘があるわけですが、その結果、指摘事項等があれば、改善する努力をしなければならないとされて

おります。

武居城の城跡の管理はどこなやるのかということが一つございますが、今はもちろん、村というか、教育委員会で管理しているわけでございますけれども、基本的には国の法律、または県の文化財の保護の必携、これは指針がございます。それによりますと、文化財の日常の管理は所有者が行うことを建前としていると規定されております。しかし、いろんな事情で、指定のときに、きっと地権者の皆さんと村、教育委員会との話し合いの中で、管理は教育委員会のほうで行っていくということになっているかと思っておりますので、そういった形で、文化財保護担当部署で行っているのが現状でございます。

実は私が教育長になった平成25年度には、史跡の中にある看板の支柱が腐って、ほとんどの看板が倒れていた現状がございました。そういったことを指摘されまして、修復し、下草やササを刈り環境整備を行った、そういったことがございました。その後、やはり毎年、文化財保護のパトロールが来ておりますので、議員ご指摘の状況のことはよくわかっております。

26年度もそういったことで、年に1回でございましたが、くるわに向かうところの通路について下草等を刈ったことを覚えておりますが、たまたま今年度につきましては、手を入れなかったということの報告を受けております。それについては、ご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げたいと思っておりますが、そんなことで、今後、一つは村の文化財でございますので、ご指摘のあったところについては、春早々には整備をしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

武居城公園の環境整備は産業振興課長のほうからお答えいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、私からは、武居城公園の管理について少しご回答させていただきたいと思っておりますが、まず、公園部分について、産業振興課のほうで管理しているところでございますけれども、現在、村の職員は、建物の部分について管理をする中で、主に草刈りなり公園部分の除草等の管理については、村が臨時職員をお願いしまして、管理しているところでございます。

しかし、本年度4月から8月までにかけて、これまでお願いしておりました方が、ご都合により管理ができないということでありましたので、今年度についてはシルバー人材センタ

一に委託し、ある程度の期間を持って除草等の作業をしております。その後、9月から11月までの管理については、地元の方でご協力いただける方が見つかりましたので、その方をお願いし、管理している状況でございます。

今後についても、そのような形で、地元の方をお願いできる体制をとって管理していきたいということで考えております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） ただいま産業振興課長からお答えいただいた公園内の整備につきましては、本当にきれいになりました。私の友人もちょっとあそこを使ったんですけども、そこを訪れた都会の方たちも大満足して帰ったと。特に茶室がよかったと、そういったことを聞いております。

教育長にお尋ねします。あそこ、電気柵が設置される前までは、小学校の子供たちが武居城に上っておりました。電気柵を設置してから、柵を見た途端にやめてしまったということをお聞きいたしました。

それで、教育長の説明の中にもありましたけれども、武居城は、平成3年に村が地権者の同意を得て、県に文化財として指定の申請をした場所です。この城址が県の史跡に指定された最大の理由は、大きく削り取った堀切など、外敵を遮断する見応えのある遺構が頂点に当たる主郭に至るまで数カ所に配備され、しかもコンパクトにとまっている。そして、保存状態がよいということです。

このため、歴史家など専門家からは、松本平でも最も保存状態がよく、戦国時代の特徴をよく残していると高く評価されております。このようなことから、山城愛好者など、県外ナンバーの車がよく駐車場にとまっております。私も今回は何回か訪ねておりますが、岐阜県ナンバーだとか奈良とか、とまっております。武居城址は県内外の方が訪れる場所となっているということでございます。その証拠に、ネット上をごらんいただきたいと思います。ブログにも多くの声が寄せられております。

こういった注目度と人気の場所ということで訪れたわけでございますが、もう少し現状のことを説明させていただきますと、史跡をたどる通路上には枯れた大きな倒木がそのまま放置され、特に帯のくるわと言われる箇所では、唯一視界が開けた、東京電力が見える箇所

ございますが、ササで覆われ、歩くことも困難になっておりました。さらに、周辺には落葉樹の古木があり、いつ倒れるかわからない危険な場所もあります。頂上となる武居城の史跡の主な部分でございます主郭は、春先にイノシシが掘り起こしてあり、史跡としての保存が心配されます。

このようなことから、私はついこのごろ、同じ県の史跡となっている筑北村の青柳城を尋ねました。つい3日前のことでございます。主郭は、高速道からアルプスの山並みまで眺望のきくすばらしい史跡で、主郭に至る歩道は、尾根伝いに歩く結構な距離のある林の中の道でしたが、整備されておりました。筑北村では合併により、あちこちに文化財がふえたわけですが、この歩道などの整備は毎年、年に2回はしているということでございました。

以上のことから、次の3点について伺います。

先ほど教育長は、電気柵を設ける設けないにかかわらず、その史跡は林の中にあるというお話をなされましたが、朝日村は、そういった危険回避のために電気柵を設置するという、住民の生活ばかりではない、城址も人が訪れる場所。もしかしたら、電気柵設置によって、小学校の子供たちも現場を訪れ、郷土愛が育まれるかもしれないと、そんなことを考えてみますが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

それで、電気柵を設置した年が平成21年ということでございますが、実は私、あの城址の尾根を南のほうに向かって歩いていきますと、上組の集落と三ヶ組の光輪寺裏を結ぶ最短の設置、それも検討の余地はあるのではないかなど。今後の、これから後にも質問がありますので、そんなことをちょっと考えましたので、お伺いいたします。

それで、現在、電気柵設置については、村では平成28年まで計画されておりますけれども、ことしは現在、芦之久保で山を越えて柵の設置が進められております。これらを考慮して、根本的な解決策を願うものでございますが、現場を見ていただいて、柵について検討できないかということをお伺いいたします。

次に、ネット上にも複数投稿されておりますけれども、見応えのある遺構を復活させるための除伐、通路の整備について、今後の対応でございますが、特にこれは、やろうと思えばすぐできることかと思っておりますので、新年度予算に計上する予定があるのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

柳沢教育長。

〔教育長 柳沢正喜君登壇〕

○教育長（柳沢正喜君） 3つの質問でございますけれども、まず、小学生に郷土愛云々かんぬんと申しましたよね。小学校の授業との関係の話し合いを、協議はしますけれども、毎年この武居城のことについては、一言も小学校から出ておりませんし、村からももちろん、それは授業の中でやることですので、口出しはいたしません。その内容については、もし必要があれば、教育委員会でも相談には乗ります。郷土愛云々かんぬん、そういった問題があるとするならばね。

先ほど私が言ったように、もともと林じゃなくて、山林の中にある史跡でございますので、もともと山に行けば動物がいるのは当たり前です。ですから、そこへ柵ができればできまいが、あそこに入った皆さんは、あそこに入っていけば、山にすむそういった動物と行き会うことは誰でもわかるわけですから、子供だってそういうことはわからなくちゃ、守られているところで見えてくるなんていうことは、それは逆ですよ。と私は思います。今でもそんな例もございませんし、きちんと皆さん、行って帰ってきますから。

それから、除伐とか云々かんぬんと言いましたけれども、昨年パトロールのときに、県の文化財保護の担当者と話をする中で、実はここ、見晴らしをもっとよくしたいので立木を切りたいという話を相談しました。しかし、結構太い木があるもので、それを倒すと必ず遺構に傷がつくと、だから、これは無理でしょうと。だから、県としては、それはできないというふうに考えてくださいよと。ですので、影響のないところをやってもらうのは構わないけれどもということで、影響のないところを雑木を二、三本切らせていただきました。それは26年度に実施しました。

そのほかのところは手をつけられない。それで、実際につければ、あそこへ重機を持って行って木を倒すわけにもいきませんし、それは不可能に近いです。ですから、教育委員会としても、文化財の保護としても、そこは手をつけられない状況でいます。木が枯れそうで、いかにも朽ちるといふような、もしおそれがあれば、それはやってもいいでしょうけれども、県の文化財の担当者の指摘の中には、そういうことはございませんでした。

それから、イノシシのことも実際見てきましたが、この程度なら問題ないだろうということで、そこも手をつけずに、そのままの状況で来ております。

それから、先ほど言った、くるわのほうへ上がっていく道路につきましては、春にはきれいにしたいと思っています。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

[9 番 塩原智恵美君登壇]

○ 9 番 (塩原智恵美君) 武居城につきましては、今は林の中なんですけれども、そもそも……

[「山林。林じゃない」 の声あり]

○ 9 番 (塩原智恵美君) 山林でもいいんですけれども、山林の中なのでございますけれども、当時、中世の山城というのは、どういう位置づけでお考えになっているのか。

それと、もう一つは、子供たちが上っても危険だということは承知の上でというようなお話しなさいましたけれども、あそこを管理する責任する立場の者として、そういった考え方はどうなんでしょうか。やはり、あそこを管理する管理責任というのは、史跡の管理もそうなんですけれども、人の命の管理も同じじゃないでしょうか。そのことについては、もっと主導権を持って、考えて取り組んでいただいてもいいと思います。そのことは、そういうことでございます。

3 回目の質問をもう一つお願いいたします。

私、実は武居城が山林の中にあるということで、観光資源として利活用するための環境整備ということをちょっと考えてみました。武居城は山城という特徴から、主郭に立つと松本から塩尻方面の平が一望できる、眺望のきくのが本来の姿だと思うんです。青柳城を見て、その気持ちを確かにしたものなんです、あれも中世の山城なんです。

中世の山城というのは、そういった眺望のきくところに建てるという性格のものでございます。現在は、残念ながら、先ほど申しましたとおり、わずかなすき間しか開けておりません。そこで提案なんです、武居城を中世の山城として、当時の状態に戻す環境整備、先ほど伐採はできないという、木が大き過ぎてというお話もございましたが、それを検討できないものかと考えます。

構造物をつくるのではなくて、伐採が主な作業になってくるということでございます。これについては、所有者の理解が必要になりますけれども、県の文化財担当にも伺いましたが、伐採については届け出さえすればよいということ。それとあと、村の予算を伴う作業ですが、県の文化財であるため、県予算も 3 分の 1 使えます。こういったことで、考えてみる余地はあるのではないかと思います。

私は、今回の一般質問に当たって、武居城のことを知れば知るほど、十分生かされていない現状を非常に残念に思うようになりました。武居城を中世の山城として当時の状態に戻す環境整備は、朝日村にとって大きな観光資源に生まれ変わると思います。余談ですけれども、

武居城に関連して、古見の旭城も中世の山城であることから、整備すれば、双方ともにつながり中世のロマンがよみがえり、朝日村の観光資源がふえ、村民にとってももっと身近な存在になります。

いずれにいたしましても、現在私たちが目にしている文化財は、その当時の人々の暮らしの中で生きていたものであり、その思いをつなぐ人々によって代々受け継がれ、今に至っています。長い時間の流れの中であって、今もなお存在していることが、どれだけとうといことか。そのことに目を向ければ、おのずとその保存と活用は、今を生きる私たちの務めと思います。この視点に立ち、武居城全体の今後の整備と観光資源としての活用について、お考えをお聞かせください。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対しまして、当局の答弁を求めます。

柳沢教育長。

〔教育長 柳沢正喜君登壇〕

○教育長（柳沢正喜君） 観光資源のことは、私はお答えする存在ではございませんので、今塩原智恵美議員のおっしゃったこと、意見を聞きおいておきます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 承知しました。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 次は、松くい虫被害予防対策についてでございます。

先月から今月にかけて、松くい虫の新聞報道が毎日のように掲載されています。けさも、松本城本丸庭園で2本、松本城公園内で1本が、アカマツの被害として見つかったと報じられておりました。安曇野市では、打つ手が無いのが現状で、昨年とことし、2年合わせて6億5,000万円を対策費として充てていると報じられておりました。隣の松本市の話ですが、この4年間で伐採本数が約4.6倍、処理費として1億1,500万円と報じており、山形村でも

9月に初めて被害の報告がありました。これらによりまして、以下についてお尋ねします。

少し時間がなくなってきておりますようですので、簡単な説明で結構ですので、お願いいたします。

松本管内の松くい虫被害の現状でございます。それと、2つ目が、朝日村に隣接する市村で、朝日村に最も近い被害箇所はどこなのか。それに対する該当市村の対応はどうしているのか。そして、3番目として、朝日村の現状と対策でございます。

1番目の松本管内の松くい虫被害の現状は、これは説明していただかなくて結構です。お願いします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対しまして、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、塩原議員ご質問の松くい虫被害の予防対策についてお答えさせていただきます。

塩原議員からもお話のあった松本管内の被害状況についての説明はいいということですので、その辺は省かせていただきまして、近隣市村での当村に近い被害箇所についてでございますけれども、まず塩尻市につきましては、塩尻市では洗馬地籍で、奈良井川段丘周辺で確認されたと聞いております。それから、山形村においては、議員ご承知のとおり、村境の横出ヶ崎のところで確認したということで、以前にも報告をさせていただいております。松本市についてでございますが、松本市においては今井地籍、アルウィン周辺で被害が確認されたと聞いております。

そこで、各市村の対応でございますけれども、松本市では市負担により、松本広域森林組合に委託し、伐倒・薫蒸処理を行っております。塩尻市においても、12月に既に伐倒・薫蒸処理を行っております。山形村については、村境の横出ヶ崎の箇所については、山形村が窓口となっております、所有者と処理について協議を行っております。

また、横出ヶ崎の朝日地籍にある一本松については、11月補正で予算を措置させていただきましたので、樹幹注入による防除を松本地方事務所林務課の指導によりまして、適期でありますこの冬期に実施をする計画で進めております。

次に、当村の現状と対策についてでございますけれども、当村では本年度、村民から、小野沢、針尾、西洗馬の3地区について枯損木の情報提供がありました。各検体を採取し、県

の林業総合センターにおいて鑑定を行ったところ、全てにおいてマツノザイセンチュウは検出されませんでした。

今後の対策としましては、9月議会で齊藤議員、小林議員からのご質問にお答えしたとおり、マツノザイセンチュウを検出した場合は、被害拡散防止のため伐倒・薫蒸処理を行うとともに、県と連携を図り、朝日地区の実施計画を策定し、補助金等を活用しながら処理を行う計画としております。

また、今後は、村独自の対策協議会の設置も考えながら、講演会の開催等により、住民への松くい虫の被害の理解と周知、それからまた、有効な対策方法について検討を図ってまいりたいと考えております。

現在、有効な対策の一例として、長野県の防除実施基準に沿った、有人または無人ヘリによる防除や、アカマツの積極的な活用による方法もあると聞いておりますけれども、それぞれの課題もあるということですので、協議会等での十分な検討が必要と考えているところでございます。

いずれにしましても、早期の発見が必要と考えておりますので、村民の皆様から引き続き情報提供をお願いしたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 10月の臨時議会で補正予算が認められました。それは横出ヶ崎の、今説明があったとおり、お夏の碑の松を枯らさないための樹幹注入、それから、あそこのオーイケコンクリート入り口の小さい山のところに1本被害木が出ています。その周辺木10本を切るという、そういった内容だったかと思えます。

現在まだ処理されていないということで、けさの新聞にも載っておりましたが、マツノザイセンチュウ退治の樹幹注入は、薬剤を木に行き渡らせるのに3カ月かかると。なので、2月下旬までにやる必要があるという、これは松本市の林務課の担当職員のコメントでしたが、ですので、マツノマダラカミキリが6月から動き出すので、せめて2月下旬までには樹幹注入をやったほうが良いと、そういったことでございました。

10月に補正を組まれたということは、緊急性があつて、すぐ対処するだろうと思ひまして、私も何回も現場へちょっと行って見たんですが、処理されていないということでございます。

このことについては、処理できていない理由があるのか。もし臨時でなければ、緊急性がないので、何も10月にしなくて、12月の補正でもよかったのではないかというふうに思った次第でございます。そのことについて、お答えいただきたいと思います。

それから、通報というお話がございました。実は先ほど、筑北村へ行ったというお話ししたんですが、その行く途中、筑北村では、樹齢80年から100年という真っすぐな大きな松が何本も切り倒されていまして。まさに薫蒸処理の真っ最中だったわけなんです。それを見た途端に、これではいけないなということで、これは地方事務所林務課の見解でもございますが、今の朝日村に何ができるのかということていきますと、徹底した巡視、それと、やはり健全木の、使える松の木材としての積極有効利用だということてございました。

木材としての積極的な利用につきましては、今回の総合戦略の中でマーケティング調査しておりますので、そのことについては見守っていきたくと思いますが、とりあえず、徹底した巡視ということ考えた場合に、来年度の当初予算において、その巡視体制のための人件費だとか、あるいは被害が出た場合の、すぐ対応できるという意味で、薫蒸処理だとか、そういうことの経費、それを村民に示す予定があるのかどうか。

それから……申しわけございません。それで、さっき、ちょっとダブっちゃうかもしれません。今現在処理されていないという理由の中に、もしかしたら今回、古見の区で、村に要望を上げた箇所に被害木があるといったことで、政治的にちょっと難しい部分もあるのかもしれない。ですが、松くい虫の被害予防対策ということは最優先だと思いますので、予算執行の期限も限られている。そういった観点から、その部分について、センチウ退治のことについて、お考えをお聞かせいただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、まず、塩原議員ご質問のありました、10月補正で行った予算についての執行についてでございますが、予算をお願いしたときにも、横出ヶ崎の松について、対応したい旨の説明をしたかと思っております。先ほどもご説明させていただきましたが、まず、被害が出ているのが山形村の地籍ということになりまして、現在、山形村のほうで地権者とお話をさせていただいているというような状況でございます。

予算化させていただいたことについては、隣接しておりますので、そこにかかわる、村に

かかわる木が10本程度あるということで、それを村も費用を出すことによって伐採しなければならなくなった場合、予算が必要ということで、お願いさせていただいたわけですが、現在、山形村でも予算が必要ということで、予算は確保されているということなんですけれども、どの部分まで行政が予算をかけるかということの中で、現在、山形村の状況ですと、被害木についてはもちろん伐採が必要です。それから、被害木に接している木については、行政のほうで予算を充てるという方向で検討がされています。ですので、朝日村の木については、現状を確認する中では、被害木と接している木がないという状況ですので、今後の山形村が地権者と交渉する状況によって、また予算の執行については考えていかなければならないということだと思います。

それから、巡視につきましては、先ほどもお願いいたしましたが、まずは村の皆さんが一番、自分の周りには気がつくと思いますので、その中で、まずはお願いしたいと思っておりますが、今後については、村でも対策協議会等の立ち上げをする中で、どう対策していくかということの中で、その部分についても考えていかなければならないかなということと考えておりますので、お願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 松本地方事務所林務課によりますと、被害木が出た場合に、直ちに処理すること、そして、その周辺木を切ることはモアベターであると回答をいただいております。結局、周りの木も松くい虫に侵されている確率が高いので、処理方法としてはよいという、そういう見解でございます。予算も確保されていることでございますので、ぜひその辺のことは、朝日村に松くい虫を入れないために最善を尽くしていただきたいと思っております。

それから、今すぐ、とにかく取りかかれること、お金がかからずに取りかかれること、これは住民への周知だと思うんですね。そのために、例えば松くい虫についての講習会を開いて、これによって理解と関心を高めてもらって、庭木に目を向けてもらったり、里山に目を向けてもらう、そして通報いただく、そして処理する、そういったサイクルの中で、この冬、ちょうど今がそんな時期なのじゃないのかなと思います。

新年度予算の前に、もし発見されていれば対処が早いかなと思います。その辺についての対応を、被害が出ていないからまだいいではなくて、出たらすぐ対応できる知識がやっぱり必

要だと思えます。前の準備が結果を大きく左右しますので、この冬の対応について検討いただきたいと思えます。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 先ほどの答弁でも述べさせていただきましたが、住民への周知、理解についても必要ということで考えている中で、講演会の開催等については、今後の村としての対策協議会等も設置が必要ということで考えておりますので、その中で対応できればということで思っております。

講演会するについては、また講師等も、県の担当からもという話もできると思えますので、その辺また、県のほうとも相談させていただきながら、検討させていただければと思えますので、お願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの回答について、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 対策協議会を組織するという大げさなものでなくて、講習会という形でもよろしいんじゃないかと思えます。対策協議会を待つと、またちょっとおくれます。ですので、知識をただ深めると、関心を持つと、それだけのことでございますので、検討をお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員の2問目の質問は終わりました。

ただいま塩原議員の一般質問が続いておりますが、昼食の時間になりましたので、ここで中断させていただき、午後、再開させていただきたいと思えますので、よろしく願います。

では、午後の再開を1時15分とさせていただきますので、よろしく願います。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時16分

○議長（清沢正毅君） それでは、一般質問の午後の部を再開いたします。

塩原議員の3問目の質問につきましては、残り時間、持ち時間10分でございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、塩原議員、3問目の質問をどうぞ。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） では、3問目の質問をお願いいたします。

総合戦略と人口ビジョンについてでございます。

村は10月末に人口ビジョンと総合戦略を策定し、国へ提出しました。現在は、必要に応じて内容や目標とする数字の微調整をし、12月完成という予定になっています。

ところで、人口ビジョンと総合戦略については、広く関係者の意見が反映されるようにという観点から、朝日村総合審議会において、その内容を検討しています。当初のスケジュールでは、こういった業務工程表が7月の議会で示されておりますが、そのスケジュールでは、10月末の完成までに総合審議会を4回開く計画となっておりましたが、言論や金融など有識者を交えた会議は策定間近の1回でした。このことは大事な戦略策定に影響はなかったのか、お伺いいたします。

その後、私は総合戦略と実施計画、28年度予算のことについて質問をお願いしてありましたが、小林議員のところで理解いたしましたので、この件についてはお答えは結構でございます。

お願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、塩原議員の総合戦略と人口ビジョンについてということでございます。

国は地方版の総合戦略を10月末までに策定し、戦略を認めた事業には緊急支援交付金を上乗せするとして、地方版総合戦略の早期策定を進めたため、約半年間という短い期間の中での策定となりました。全国でも、10月末に策定された市町村は41.8%、県内では77市町村のうち約半分の38市町村のみが策定された状況でございます。

当村におきまして、半年間という非常に短いスケジュールの中での策定となりまして、アンケート調査の取りまとめ、また審議会の立ち上げ等のおくれによりまして、有識者会議の回数が当初の計画より少なくなっていましたけれども、有識者会議につきましては、総合計画の審議会など条例で定めている審議会とは違いまして、広く関係者の意見を聞くための場でした。総合戦略を策定するに当たり、村民の皆様、また、それぞれ産官学金労などの立場で、広く関係者の意見を伺えたと思っております。

また、今回の総合戦略の策定でございますけれども、当初から短期間での策定となる見込みでしたので、県の総合戦略の策定スケジュールと同様に、一旦10月末に策定を行いまして、関係機関との調整、また、さらなる意見調整を行い、年度末に改定することとしております。

先ほど塩原議員より、12月改定とのお話でしたが、当初のスケジュールでは10月策定、その後、12月に改定としておりましたけれども、県の総合戦略との調整が必要なことから、現在は県の策定スケジュールに合わせまして、年度末、来年3月の改定という予定にしております。

本定例会の村長の提案説明にもございました、今後広く村民の皆様のご意見をいただくために、出前村政初めパブリックコメント等を実施し、必要に応じて修正を行う予定でございますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 私がこの回数にこだわった理由なんです、2つあります。

一つは、計画づくりというのは完成までの過程が大変重要であり、回を重ねるごとに理解が深まり、より完成度の高いものが目指せると考えたからです。そして、もう一つは、総合審議会のメンバー構成が各区から選出されたことにより、男女のバランスや年齢層も若いなど、これからの村づくりを考えるのにふさわしい方々と見受けられたからです。こうした方々に計画づくりにしっかりと携わってもらいたかった、そういったことが意図にあります。

ただ、これから審議会というのは、検証機関にもなるということをお聞きしております。ですから、その役割は大変重要と考えます。また、任期も4年ということから、総合戦略の実施期間5年とほぼ同じで、大いにその方々には期待するところでございます。

それと、やはり新聞などを読んでいますと、県の審議会、また、ほかの自治体の審議会なども、今回の策定に向けて、何回もそうした会議を開かれているというのを見受けられたために、朝日村の工程表では、それぞれの人口ビジョンの素案だとか総合戦略の骨子案だとかアクションプラン、そういったところでそれぞれ審議会が開かれる、そんな日程表になっていたものですから、そういったところでしっかりもんでいただければ、もっと充実した戦略になったのかなと、そんな思ったわけでございます。

ただ、これから残り3カ月の間に、PDCAというものがあるのかもしれませんが。これについては、審議会のかかわりをしっかり持って位置づけていっていただきたいと。唯一やはり、諮問として聞いていく、村民の集まった会議はそこだけなものですから、そういった意味で、ほかにパブリックコメントもありますけれども、会議としては直接、双方向のやりとりができるのはそこですので、そういったことでやっていっていただきたいと思います。

それから、もう一つ、この工程表の中から見ただけですけども、村が今回策定した人口ビジョンと総合戦略を知る村民は、残念ながら非常に少ないと思います。これで、とりあえず今回は概要版を作成するということになっております。この概要版を使って、直接村民と対話できる機会、それができないのかなと。

これは、例えば地区懇談会、双方向でやれる、そんな場のことを、直接相対でできるパブリックコメントという、例えばネットとか、そういったものではなくて、概略版を配るだけでなく、それを使って村民と直接対話できる、そんな機会ができないのかと。そのところをお伺いいたします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 住民とのこの計画に対する対話につきましては、先ほども申しあげましたとおり、今後も出前村政の中で実施していきたいというふうに考えております。既に10月の計画策定が終わってから、この12月、本日の期間までに、出前村政があった地区につきましては、そういった内容も村民の方に説明して、ご意見等を伺っている状況でございますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 出前村政以外の地区については、知る機会が少ないと思われます。
そんなところをご検討いただければと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） これで、塩原智恵美議員の一般質問は終わりました。

◇ 林 邦 宏 君

○議長（清沢正毅君） 次に、10番、林 邦宏議員。
林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 10番、林 邦宏です。よろしく申し上げます。

私は、1問について質問させていただきます。

防火水槽についてなんですけれども、村内には、防火に必要な水利が不十分な地区には、防火施設として防火水槽や消火栓が設置され、有事の際、減災に寄与するよう敷設されております。近年、これらの防火水槽設備の所在場所や水槽への取水箇所も十分把握されていない消防団員も見受けられると小耳に挟みます。

これらの事象の原因は、消防団員の減少、生活環境の多様化で出動の機会を逸したり、地区に居住し地区を知り尽くした住民の高齢化、近所づきあいの希薄化等による情報不足、防火水槽の標識板の取りつけの不備、標識板の経年劣化で認識できない、標識板なしなどの事象も付加されていると思われます。防火水槽の標識板等の設置の良否で、一般住民にも認識しづらい状況下になっていることも事実です。

防火水槽の管理面では、水槽内に貯水された防火水が全量良好なのか、砂・泥は堆積していないのか、漏水はないのか、さまざまな角度からの確認がなされ、信頼性のある防火水槽で維持され、有事の際、機能発揮せねばなりません。

そこで、お尋ねいたします。お尋ねする項目は5項目です。

過去30年に設置された防火水槽への対応。これは現地で現場施工されたようなのが主体になると思います。それと、その中の、その当時と現行消防法との対比をお願いしたいと思います。

②としまして、各分団での維持管理はどのようにされているのか。各分団が保有されてい

る防火水槽の数、それから維持管理の内容。

③としまして、防火水槽標識板の整備について。

4番目といたしまして、向陽台の消防施設について、既存造成ですね。実際はこれ、16区画なんですけれども、1世帯2区画を確保しているということで15区画というふうに表現しました。それと、2期造成予定箇所。

それから、⑤としまして、県宝薬師堂の消防施設について、カヤぶき木造文化財維持への対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、林議員の防火水槽についてのご質問でございます。

まず最初に、現在の防火水槽の基準でございますけれども、消防法の第20条第1項の規定に基づきまして、消防水利の基準というのが消防庁のほうから出されております。その第2条、第3条に定めがございます。現在の水利基準では、新たに防火水槽を建設する場合は、耐震性を有する40立方以上の規格が必要ということになっております。

村の、30年前かどうかということがちょっと台帳上わからないものですから、古い年代に建設された防火水槽につきましては、地区の総意によりまして確保ができた用地に合わせて地元の住民の方々により設置したのもございまして、地域の実情、これは用地の確保だとか水利の状況でございますけれども、それにより、基準に満たない構造でつくられたものが、朝日村に限らず多々ございます。しかしながら、現在の基準を満たさない防火水槽を全て現在の基準を満たすようにしなければならないということではなく、古くても防火水槽の機能を果たせるものは、そのまま使用することになっております。

ただし、今後、劣化による既存の防火水槽の更新、それと、新しい住宅団地への新設は進めていく必要がありますので、既存の防火水槽につきましては、古いものから順次、劣化、また強度等の調査を進めていきたいと考えております。

続きまして、各分団での維持管理の状況でございますけれども、村の水利台帳上の防火水槽の数は86カ所となっております。第1分団が7カ所、第2分団が22カ所、第3分団が5カ所、第4分団が12カ所、第5分団が40カ所となっております。消防団の維持管理につきましては、毎年4月の朝日村消防団正副分団長会議の中で、点検及び維持管理の方法につい

て確認を行っております。その後、それぞれの分団ごとに、春と秋の火災予防週間に点検を行っている状況でございます。

防火水槽の点検方法といたしましては、位置図の確認、防火水槽周辺の障害物の確認、水が減っていないかの確認、ふたの破損及び転落防止措置の状況、あと目視による破損の状況、標識板の確認を行うようになっております。不備がある場合は、点検簿に内容を記載して村へ報告していただいております。

また、各分団の維持管理としましては、周辺の草刈り、また降雪時の除雪等を行うこととしておまして、また、年次的に泥抜き作業を行うなど、清掃作業につきましては分団の裁量により実施している状況でございます。

続きまして、防火水槽の標識板の整備についてでございますけれども、防火水槽の標識板の整備につきましては、点検結果の報告などから優先順位をつけ、毎年予算の範囲内で定期的に更新しております。

なお、防火水槽は消防ポンプを用いての水利でございますので、消防団関係者が十分に箇所の認識をすることが最善と考えております。

消防団としては、施設点検の折などに箇所の確認はしていると思っておりますけれども、近年、サラリーマン団員で点検時等の出席率の低い団員、また該当地区の出身団員がいないような状況がございまして、位置の把握等が薄れてきていることも事実でございます。そういったところに住民の方も不安を感じているのかもしれない。

なお、消防団につきましては、火災の場合、全分団出動することから、管轄外の水利状況も知っておく必要があるという認識から、この秋に、各分団で保有している管内水利図をコピーし合って情報共有を図っているところでございます。

続きまして、向陽台の消防施設についてでございますけれども、向陽台の住宅団地につきましては、既存の15区画の造成地内には消火栓1基が設置されております。また、2基の造成予定地におきましては、現在、土地開発公社の増設計画では、消火栓1基、それと防火水槽1基が設置される計画となっております。

最後に、県宝薬師堂の消防施設についてでございますけれども、薬師堂につきましては、敷地内に消火栓1基が設置をされております。また、薬師堂の門の左側にあるハスの池、こちらが消防水利となるものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） まず、消防法にのっということでよろしいと思うんですけども、松本広域連合の火災予防条例との整合性というんですか。その辺はどのようになっているのか、その辺ちょっとお聞きしたいなと思います。

先ほどの向陽台に関しては、現在、第1期の区画整備されているところが消火栓1基ということで、既設の団地の上に3軒の既存の住宅があって、その角っこに消火栓が1基ありますけれども、ご承知のとおり、あの向陽台というのは非常に水利が悪いところで、なおかつ、非常に丘陵地帯にあるというようなことで、近くには簡易水道の西洗馬の排水場がありますけれども、そんなよう中でも、やはり非常に、消防法という噴射能力というのか、放水能力が1分間当たり1立米、それで、それが40分ぐらいもたなくちゃいけないというような形で、防火水槽の貯水量が40立米に定められていると思いますけれども、特に向陽台に関しましては、現在、既設というのか、先ほど申し上げた既存の住宅3軒のところ、それから、片方の今回整備されたところの場所に1基、ごみステーションの隅っこに1基あるということで、消火栓というのはあくまでも初期消火のためのことで、本当にそれが消火に役立つかどうかということは、ちょっと定かじゃありませんけれども、そういうレベルからいきますと、そういう水利の悪いところには、やはりそれ相応の設備が必要じゃなからうかなというふうに思われます。

それで、松本広域連合の火災予防条例のほうを参照させていただくと、とにかく新規住宅、要するに開発された住宅地の3,000平米を超える箇所には、40立米の防火水槽を1基設けなさいよというような、そういう項目も載っているわけなんですけれども、その辺との整合はどのように考えられているのか、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁をお願いします。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、林議員の先ほどの御質問でございますけれども、まず、松本広域消防との連携でございますけれども、松本広域消防との連携につきましては、管内の市町村と松本広域消防のほうで、水利に関係しましては消防水利関係調整会議というものがございまして、そちらのほうで調整を図っているものでございます。

それと、向陽台の水利につきましては、村としましては、先ほどの消防庁から出されてお

ります水利の基準に基づきまして、消火栓、また防火水槽、用水路、池等の水利が直線で120メートル以上離れない状況をとということで設置を行っております。

そういったことで、向陽台の第1期工事、第2期工事につきましても、周辺の既存の消火栓、また防火水槽から、そういった距離以上にならないことを前提といたしまして、15区画のところには1基の消火栓、また、新しい向陽台の団地につきましては消火栓1基、防火水槽1基を設置する予定となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 今の内容につきましては、やはり今の現状では、向陽台に関しましては消火栓に委ねるしかないという、そういうのが実態ですよね。そうすると、もし隅っこにあって、真ん中で火災があったときは、消火栓を既存のものと新設したもので両方で対応するとすれば、1分間に1立米の水量で、それが40分間続けるかどうかということに関しては、その辺は検証されていますかどうか、その辺もちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 新たに設けます防火水槽につきましては、先ほど申しました消防水利の基準、現在の消防庁で出している基準に適合するもので整備する予定でございます。耐震性を有する40立方以上の規格のものでございまして、1分間に1立方以上の放水ができる規格のもので整備する予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） いずれにしましても、今現在、私の質問に対して十分な答弁をいただいておりますけれども、要するに、あの面積で結局、消火栓の場合、20メートルのホースを3本ジョイントして、それで十分な消火能力が得られるかということで、場所によっては、それをあの地区に全部網羅できるのかどうかということは、ちょっと不安定というのか、ちょっと不自然というのか、内容的にはやはり不安の箇所があるんじゃないかなという

ようなことで、やはり実際に即した状態で、それをちゃんと検証する。ただそれがあればいいというレベルでなくて、やはりあの地に宅地を求めてこられて、生活環境が整備されているというふうに思われている人たちに対しては、そういう信頼の環境整備でなくちゃいけないというふうに思うものですから、こういう質問をしているわけなんです。

そんなことで、その辺については、私も今聞いている範囲では、やはり消火栓というのは、一度どこかを切れば水圧が落ちて、それから、予定能力もそれによって落ちちゃいますから、多数の消火栓を切れば、それによって、やはり消火能力が低下しちゃうと。そういう物理的な事象を常に備えておりますから、それ相応のカバーはできるような水利を持っていないければ、やはり確実な、確実というのか、安心できるような消防施設じゃないんじゃないかなというふうに思われます。

そんなところ、この辺については今後整備するということで、その辺で私も、納得はできませんけれども、やはり本来は、松本広域では3,000平米を超える分については、そこに1基防火水槽を設置しなさいよというのが内容に、新規開拓され造成する箇所は、そういうようなことになっているみたいですから、その辺も十分に整合されているとは思いますが、そういう案件に関しては、ちょっとここでは理解できないものですから、こんなくどい質問をしているわけです。

そんなことで、いずれにしても、2期造成については32戸が造成され、それから、高圧線の線が約3,000平米ぐらいがそれに充当されて、住宅の建つところは1万2,000平米と称します。だから、設置場所によっては、やはりその恩恵というのか、機能が薄れる可能性もあるものですから、防火水槽の設置場所については、やはり32区画と既設の15区画が十分に網羅できるような、そういう場所を選択して、数があれば、それにこしたことはありませんけれども、そういう面では、それが網羅できるような、そういう場所に防火水槽を設置して、それを満たせるような条件をぜひつくっていただきたいと思います。

それで、2期造成に関しては、既存の住宅等もあって、その近くにまた1基消火栓等もありますから、それも対応できるかもしれませんが、そこに敷設されている幹線が、それだけの給水能力があるのかどうかについてもしっかりと把握されて、そして問題のないような状態に維持していただいて、そこに住んだ、居住された方が、生活環境も十分に整備されているというような実態の内容に持っていただきたいなど、これは切に思います。

それとあとは、文化財の件なんですけれども、県宝の薬師堂はご承知のとおり、カヤぶきの木造建築の、非常に可燃物の最たるという、そういう状況だと思います。それで、今現在、

あそこには、山門の脇に1基消火栓がございます。それで、あと、その近くに防火水槽とおぼしきものは、少し上がっていった上のところに、完全にふたのきさっていないオープンの金網で覆われた防火水槽があります。あれをごらんになっていただければわかると思いますけれども、やはり枯れ枝、枯れ葉が入ったり、もろもろあって、あれが本当に維持管理されているかということに関しては、やはり疑問の感覚が残っております。

それと、前の池ということなんですけれども、あの池を水利として考えているならば、やはり水利に該当するような防火水の池という管理でいくなれば、そういう管理で管理していかなくちゃいけないかと思えますけれども、その辺の管理状態についてはどのように考えておられるのか、どのように理解されているのか、その辺の答弁をお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 防火水槽につきましては、村のほうは一応、財産管理ということで、村の財産にはなっておりますけれども、維持管理につきましては、先ほど申し上げましたとおり、各分団で管理していただいております。

その中で、ちょっと状況が悪いようなものにつきましては、それぞれまた村のほうに報告をしていただいているわけですが、村のほうも防火水槽のほうを確認する中で、やはり状況が悪いもの、そういったものについては今後調査を進めて、分団のほうとまた調整を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） そうしますと、それが形の上では、第5分団から上げられていくと対応していただけるというふうに理解しておりますけれども、いずれにしましても、薬師堂の一番近いところの水利の防火水槽は、先ほど言った薬師堂から上がっていった道路の一番コーナーに該当する、右側にあるオープンの防火水槽と、それからその手前の、あそこは光輪寺の山門に該当する、そのちょっと県道から入っていきますと、三ヶ組の集会施設を介した、薬師堂へ向かっていきますと右側の上のところにありますけれども、やはり標識とかそういうのが非常に見づらいつか、そんなことで、地区の団員は理解しているかもしれませんが、やはり防火水槽なり防火施設がちゃんとここにあるんだという、そういう認識も、ど

なたが来て、どういう形になるかわかりませんが、そういう住民も誰でもが認識できるような、そういう体制で、それなりに見直しているという先ほどの答弁ですから、その見直しを的確にやっていただいて、そういう形をとっていただいて、なおかつ、どなたからもそれが認知できるような形で、場合によっては集会施設等にも、各分団の防火水槽の位置、それから、場合によっては消火栓の位置も提示できて、機会があれば、そういう関心があれば、そういうところが目に触れられるというふうなことで、消防団員でなくて、地区住民も含めた、初期消火というのは、場合によっては、住民がやる場合も当然考えられますし、そういう意味では、そういう情報提供もマップに落としていただいて、ちゃんと表示できるような体制がよろしいんじゃないかなと思います。

それと、また話が戻りますけれども、光輪寺の池のあれを防火水とするためには、どのようなことを考えられているのか。先ほど防火水と考えているような答弁でしたけれども、その辺については、今後どのような形でやっていかれて、現状ではポンプの取水部を入れれば、すぐにでも泥を吸い上げちゃって、場合によってはポンプをだめにしちゃうんじゃないかというような懸念がありますけれども、日ごろの管理は、少なくともしゅんせつするなり何なりして、泥を全部吸い上げるなり何なりして、そういう管理が今後できるのかどうかかなのか。それは、どなたがどのようにやるのか、分団任せなのか、村でやるのか。

いずれにしても、貴重な文化財を後世に残すためには、やはりあそこは、消火栓1本、もしくは、そういう遠いところに水利があるようでは、やはりあの裏側ですね。薬師堂の正面は何とかカバーできても、裏側もカバーできないというふうなことで、できるだけ近い場所に、それなりの能力を持った水利を有さなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですけども、その辺もあわせてご回答願いたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 先ほど来から、林議員の質問がちょっと私の認識と違うので、私のほうから申し上げますが、県宝薬師堂の防火水槽は正面入り口の左のハスの池でございます。これは、ご案内のとおり、ハス池ですから泥がたまっています。しかしながら、ちょうどあそこのいわゆる排水のところは、2メートル50センチぐらい、泥を全部すくって、そういうように確保しております。

これは消防団の務めでありまして、私も消防団分団、8年間やりましたので、そういう対

応じてきておりますけれども、そういった意味で、現状でも消防団が管理してやっていますので、そういう点につきましては、村としては消防団分団長会議、そういう中で確認をしておいておりますので、先ほど総務課長が申しあげましたように、十分今後につきましては、私も今回、村の防災を考えたときには、やはり朝日村全体の状況を考えたときに、防火水槽の足りないところがあるという認識がありましたから、選挙公約でこれをうたっておりますが、そういうことを含めて全部見直して、見直すじゃなくて、薬師堂についてはそういう形で確保しているということだけをご認識をいただきたい。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 今、村長からお話を承りましたけれども、いずれにしても、はたから見た目で、やはりこれが防火水槽かなという、そういうふうに頭をかしげるというのか、疑問に思われるような維持管理でなくて、やはり、ちゃんとそこに防火池なら防火池というような表示板を掲示し、そしてなおかつ、なるほど、やっているなという、管理されているなど、そういう体制をぜひつくっていただいて、現在ある地の利をうまく利用して、それを防火水利として活用して、それが有事の際により役立つような、そういう指導をぜひお願いしたいなと思います。

それから、あとは、防火水槽の標識のプレートというのか、ポールの件なんですけれども、私ども、村の道路の悪路のところをずっと回っていったところで、一番問題あるなと思ったのは、バックミラーとか、そういう道路標識等のポールが全て根元のところで腐食して、場合によっては、いつぶっ倒れても不思議じゃない。場合によっては通行人、もしくは通行車両等に危害を加えるような、そういう箇所が何回かございました。

いずれにしても、やはり今後更新に当たっては、イニシャルコストはかかっても、内容的には腐食しない、そういうステンレス製のポールにするとか、その辺をひとつ工夫して、やはり将来、維持管理がノーメンテでできるような、そういう設備なり、そういう標識にぜひしていただきたいなというふうに思います。

これをもって私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで、林 邦宏議員の一般質問は終わりました。

◇ 高 橋 廣 美 君

○議長（清沢正毅君） 次に、1番、高橋廣美議員。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 1番、高橋廣美です。

私は今回、2問質問させていただきます。

まず、第1問であります。子育て支援、高齢者支援の充実についてということでお尋ねいたします。

少子高齢化、人口減少時代を迎え、国は一億総活躍社会を唱え、介護離職者を出さない、子育て環境をよくすると唱えております。全く同感ではありますが、そのまま地方に当てはまるかは疑問が残るところであります。さて、当村ではどう捉えたらいいのでしょうか。

まず第一に、子育て支援についてであります。勤めている母親の支援として、わくわく館、今は小学校の児童対象であります。保育園児版のようなものが考えられないかが一つ。

また、従来ありますファミリーサポートシステム、これは今現状はどうなっているか、お聞かせいただきたいと思えます。

次に、高齢者支援についてであります。草刈りとか庭木の剪定、家屋の周囲の清掃作業等、今、シルバー人材センターがありますが、そこでは取り合ってもらえないような、短時間で済む、または小さな仕事の受け皿として、高齢者を支えるサポーターが必要と考えます。

かたくりの里が新しくなり、今後予定されておりますボランティアグループの、いわば寄り合いの場というようなところができるというふうにも聞いております。高齢者でも健康で、まだまだ活躍できる皆さんに頑張ってもらおう。そういった、これから非常に必要となる地域包括ケアの一助となっていけばいいのではないかと思うんですが、当局の見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

柳沢教育長。

〔教育長 柳沢正喜君登壇〕

○教育長（柳沢正喜君） それでは、高橋議員の最初の1番のうちの子育て支援、勤めている母親の支援として、わくわく館の保育園版をというようなご提言でございますが、ちょっと

具体的なことがよくわかりませんが、既にご案内のように、村では子育て支援には非常に手厚い施策をしておりますし、環境整備を行っております。

とりわけ、ことしの4月に新しく開園しました朝日保育園では、新たにゼロ歳児保育、これは6カ月児から預かるということですが、それができる、そういった部屋を確保してございまして、既に1歳未満のお子さんの受け入れをしているところでございます。これによりまして、子育てを行う母親の皆さんの要望には、ほとんど応えることができると理解しております。したがって、ご提言につきましては、朝日保育園で十分対応が可能と理解しております。

また、ファミリーサポートシステムですか、これはファミリーサポートセンター事業とっておりますけれども、この現状につきましては、本年度、これを使いたいという利用登録者は1名、そして、それを受け入れてもいいという方が会員が2名ございました。ただし、利用状況はございません。昨年度も全く同じ状況でございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 中村住民福祉課長。

〔住民福祉課長 中村美代子君登壇〕

○住民福祉課長（中村美代子君） 高橋議員のご質問は、これからの高齢化社会では、元気な高齢者のボランティア活動が地域包括ケアシステムの一助になるのではないかというご指摘ですが、本当にそのとおりだと感じております。

村でもボランティア活動の活性化に向けて、本年度は社会福祉協議会と共催でボランティア育成講座、これからの生きがいづくりを考えていただくために、66歳になられた方を対象にグリーン倶楽部66という講座を開催してまいりました。皆さん、ボランティア活動の必要性を強く感じておられ、高齢になっても朝日村で安全で安心した暮らしを実現したいという思いを共感され、自分ができるものがあれば、すぐにでもやりたいという方が多かったですと聞いております。

来年4月には、改修するかたくりの里の中にボランティア室ができます。ボランティアの方々の活動拠点になるものと思っております。その活動が活性化していくように、今後村でも、その活動の仕組みづくりをコーディネートしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） ありがとうございます。

今、団塊世代が次々と地域に帰ってきております。それぞれが培ってきた専門知識とか経験、特技等を生かして、地域の活性化に役立ってもらえるというふうに思います。少子高齢化社会の中で、今後行政の予算も少なく、孤立していく高齢者もふえていく、そういった心配もあります。このような実情を考えると、行政や専門業者だけでなく、自分たちが自分たちを支え合うという、そういった環境をつくるのが大事だと思います。先ほど答弁にありましたボランティアのグループということで。

しかし、ある意味で、限界のあるというようなことも感じます。有償のボランティアといえますか、ある程度はやはり、お互いさまではありますが、そういった関係で、事業といえますか、そうもうけに走るような事業じゃないと思うんですが、そういった生活を支援・サポートするようなグループ、こういった皆さんがいるとすれば、それに対する理解はどんなものでしょうか。

例えば買い物ですとか、先ほどちょっと言葉足らずで、内容があれだったんですが、わくわく館の保育園版、これは中身は保育園でやっている、これはいいと思います。そこで送迎が必要だとか、ちょっとした子供の見守りというんですかね、そういったことができる、してもらおう。そういった組織ができれば、頼みやすいというようなことがあるので、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 中村住民福祉課長。

〔住民福祉課長 中村美代子君登壇〕

○住民福祉課長（中村美代子君） 高橋議員の、行政だけではなくて、有償ボランティアを含めた民間の方々のサービスをとということでございますが、ただいま朝日村で高齢者のための生活支援できるサービスの綴りというのは、このようにございます。この中には、配食・移送サービス等の民間事業者も入っております。社協も含めて入っております。そのようなものを紹介しておりますが、身近なところで声をかけ合って手助けするものという考え方の中で、小さなお互いさま意識ですね、そういうボランティア活動、地域の力というのが、今後大きく求められていると思っております。

そのために来年度から、地域包括ケアシステムという、その考え方なんですけど、国で進めているものでございますけれども、生活を支援するものとして、新しく積み上げていかなければならないということで、来年度、生活支援コーディネーターというものを設置いたしま

して、そういういろいろなサービスを提供するものの方々、商工会の方々やボランティアの方々、民生委員の方々も入っていただきまして、協議会を結成することになっております。そのような中で、朝日村にどんな資源があるのか。要するに皆さんの力をかしていただけるのか、あるいは、どういうものが一番必要とされているのかということ協議して、形づくっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○教育長（柳沢正喜君） 柳沢教育長。

〔教育長 柳沢正喜君登壇〕

○教育長（柳沢正喜君） 先ほど申し上げましたように、新しい保育園でなくても、今までもやっておりましたが、もし緊急の場合だとか、一時的に預けるというような場合については一時預かりもやっておりますし、困ったときには保育園へ相談していただければ、そういう対応できますので、ぜひ保育園を活用してもらいたいというふうに思っております。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問ございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 先ほどの住民福祉課長の、来年度に向けて生活支援の関係のボランティアも含めた、そういったコーディネーターというようなことは、協議会を設けるということで、そこに大いに期待したいというふうに思います。

1問目の質問をこれで終わりにしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 2問目の質問であります。環境教育についてということでお願いいたします。

地球温暖化によると見られる異常気象が世界中で頻発しております。この問題については、パリでCOP21というのが開催され、合意に向け各国が議論をしておりました。二酸化炭素を初めとする温室効果ガスの排出抑制が不可欠だと言われております。人口減少問題の対策を立てるのに、2060年ごろの危機的状況を視野にということで今議論がされておりますが、環境問題も同じで、このまま、今のまま推移すると、2000年ころと比較すると、今世紀末

には気温が4.5度上昇する可能性があるとして予測されております。

今私たちができることは、限定的ではありますが。しかし、我が朝日村の環境を考えたとき、森に囲まれ、空気が澄んでいて、水がきれいであると。申し分のない自然環境が、これは世界に誇れるものだと思います。森林の持つ二酸化炭素の吸収力等、自分たちの村の素晴らしいところを、小・中学生を初め社会教育の面でも、より積極的に取り上げるべきだと考えます。いかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

曾根課長。

〔生活環境課長 曾根克仁君登壇〕

○生活環境課長（曾根克仁君） 高橋議員ご質問の、環境教育を積極的に取り上げたらというご質問でございますが、環境という関係で、私のほうから回答させていただきます。

議員おっしゃりますとおり、朝日村の総面積の約87%が豊富な森林資源に恵まれた、本当に豊かな自然環境にあります。また、第5次総合計画の中では、豊かな自然環境の保全を図り、心・体・知の調和のとれた朝日村の発展を目指し、新しい感覚で人と自然と産業が共生する村づくりを、これを基本理念として村は事業を進めております。

そうした中で、村としましては、朝日小学校の4年生以上の児童が参加いたします緑の少年団、これでは森林の整備作業を通じまして、森林に親しみながら森の働きを学んでいる。また、来年6月には長野県で、第67回になりますけれども、全国の植樹祭があります。それに向けて、ことしの春から、わくわく館と小学校のほうでは、ドングリのホームステイという名前をつけましてドングリを育てている、そんなような活動もしております。これは、小・中学生はもちろん、広く一般の皆さんにも森林について知っていただけるよい機会かなと考えております。

そのほかにも、森林の多面的機能の一つでもございます治水性の関係、保水の関係、また、循環型の環境社会の学習の場としまして、毎年4年生は、6月に水道の浄水場、それとピュアラインあさひの施設見学、また7月には、鎖川の水質や水生昆虫の観察をしますせせらぎサイエンス、これらを実施しております。また、温暖化対策としましては、松本のクリーンセンターでのごみ処理についての学習メニュー等もございます。

社会教育の関係で申し上げますと、ことしで10年を迎えますけれども、7月の中旬に野俣沢のキャンプ場のほう、この周辺で、希少種でもありますヒメボタルの観察会、これを行いまして、ことしは小雨の中だったんですけれども、村内外から100人を超す親子の皆さんの

参加がございました。

また、毎年2月には、先ほどの4年生の学習成果の発表と環境にかかわります講演会を合わせた朝日村の環境の集いを開催し、朝日村の自然環境の学びの場として進めてきております。こんなことをまた積極的に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問ございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 今、課長のほうから、小学生初め一般に至るまで、環境教育をしっかりとやっているということで理解いたしました。

今、森の里親制度ということで、ダイードリンコとか相澤病院と朝日村の森に入って、環境教育といいますか、森を大切にというようなことで、企業のイメージアップにもつながると思うんですが、そういったフィールドになっております。

今後、総合戦略の中にありますが、朝日村の地の利を生かした、そういった、製材所というような計画もあります。木材がどのように利用されていくかというようなことも含めて、今後進めていっていただきたいと思います。

先般、林業グループの研究会がありまして、信大の農学部の教授を初め学生が来て、卒論の発表等があり、コテージに泊まって、翌日は村内の林地で研修会、現地の研修がありました。そんな中で、出席者はこぞって、朝日村は本当に素晴らしいということで言っておりました。ですから、これは観光面にもつながりますが、ぜひこの素晴らしい環境、そしてまた、こういった環境教育に取り組んでいるというところを大いにPRをしていくべきだというふうに思います。

以上で私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで、高橋廣美議員の一般質問は終わりました。

◇ 中 村 賢 郎 君

○議長（清沢正毅君） 次に、2番、中村賢郎議員。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 2番の中村でございます。

私は、2点について確認と、それから伺いたいと思います。

まず、向陽台住宅団地周辺の道路設備についてということでお尋ねいたします。

第2期向陽台住宅団地の造成事業が、いよいよスタートする予定となっております。今回の補正予算の中で、村より土地開発公社に7,600万円の事業資金の貸し付けが予定されております。今回承認されれば、土地の購入費に充てられることとなります。その後のおおむねのスケジュールは、造成を平成28年4月より9月まで行い、分譲の予約受け付けを7月より開始し、分譲地についての販売開始は9月より行うという予定になっており、公社理事会においても承認されております。

そのような状況の中で、以前より道路について新設が必要との意見もあり、議会の中でも意見の中には、長坂を改良し通学路にという意見もありました。ただ、長坂につきましては、地形的に安全を確保することと維持管理が難しいとの結論になりました。

この11月に行われた地区説明会、向陽台地区と上組地区、それぞれで行われたようですが、においても、両地区で長坂の改良を望む意見があったことと、それから、村側の返事として、県道と向陽台を結ぶ新設道路を計画したいとの返答があったと記録されています。

そこで、28年度に分譲予定の、32区画予定ということになっておりますが、第2期分のことにも配慮し、具体的な検討に入ることについて、お考えをお聞きます。また、安全を確保できる通学路だけの新設についてもお考えをお聞きいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、私からは、中村議員ご質問の向陽台団地からの新設道路についてお答えさせていただきます。

向陽台団地につきましては、当初の16区画に続き、2期事業として32区画の造成を朝日村土地開発公社が計画しているところでございます。そこで、計画に当たり、地元との打ち合わせの際、村道西洗馬7号線、通称長坂の改良要望のご意見をいただいたことにつきましては、担当課としても承知しているところでございます。また、これまでも林議員から、長坂の改良について一般質問をいただき、中村村長が新設道路での対応を検討する旨の答弁

がされております。

新設道路での対応の考え方につきましては、議員の皆様ご承知のとおり、この村道は山林内を通過するため、防犯上や冬期間の凍結による交通安全確保の維持管理が容易でないこと及び、県道までの延長が長い等により、新たな道路整備を計画するものでございます。

具体的なルートは今後となりますけれども、計画については、旧ふたば保育園東にある村道西洗馬87号線を活用するなどして、県道御馬越塩尻停車場線への接続を考えていきたいと考えております。また、この道路計画は、車道6メートル、歩道2.5メートルの向陽台の2期事業での幅員計画と同様に歩道設置をしたいと考えております。したがって、通学路のみの新たな歩道の整備は考えておりません。

議員ご質問の具体的な事業実施につきましては、向陽台団地の2期事業の進捗状況や辺地対策事業債、あるいは社会資本整備交付金事業などの財源対応も行う必要があるため、平成27年度以降の実施計画になるものと考えております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問ございますか。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 道路については、これから正式なルートをとということのようですが、現実問題、これから32区画分の第2期工事が始まる際に当たって、現実にはないけれども、将来こうなりますよという形のものというのは、そろそろ必要なんじゃないかと。今までは15区画だけになっていましたけれども、その横に倍の人たちが入ることですので、当然通勤時だとか通学時の問題も出てくるでしょうし、ご意見もあろうかと思うんですね。ですから、将来的には、例えばここに、今おっしゃった団地内の大きさぐらいの道路をあけて、モッテ下へおろしますというような形は、これから販売していく中では、私は絶対必要だと思うんですね。

それと、以降に関しても、例えば、先に分譲地がある中で、道路関係とか環境のことを整備しておいて販売していくというのは、大事なことじゃないかなと思うんですが、その辺については、村側としてはどんなふうにお考えになっているのかお尋ねします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 議員からの、道路計画の表示についても今後の販売計画等に必要ではないか、また、そういう環境整備が事前に必要ではないかというご質問ですけれども、その辺また、土地開発公社のほうと十分詰める中で検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問ございますか。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 状況的にはいろいろある中ですので、今すぐ手がつかないのかもしれませんが、青写真ぐらいのものは早く提案してもらって、それで、村民の皆さんにも、また新しく見える方にも、将来的にはこんな形になりますよというようなものを示していただくと、これは必要だろうと思ひます。

以上で終わります。

○議長（清沢正毅君） 中村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） それでは、続きまして、旧おひさま保育園の利活用ということでお尋ねします。

まず、この件につきましては、10月の全員協議会において村側より、村民が幅広く利用できる村のコミュニティセンターとして施設の有効活用を図るとの方針が示されております。具体的な運営方法については今後の検討課題ということでしたが、現状について進捗状況をお聞きします。また、借地の駐車場の処置についてと歩行者専用の信号機の処置についてもお聞きします。

次に、これは保育園の利活用とは関係ありませんけれども、現在計画が進行している中組バイパスにおける土合3差路に関して確認いたしたいと思ひます。保育園が稼働している間、歩道として利用していた私有地がありますが、今回の中組バイパス建設事業の一部として処理がされるのかどうか、お尋ねをしたいと思ひます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 中村議員の2問目の旧おひさま保育園の利活用で、進捗状況はどうかということでございます。

旧おひさま保育園の今後につきましては、先ほど議員が申しあげましたように、地域コミュニティセンターとして、村民の皆様が利用し活用できる多目的施設としたいと考えております。具体的に一例を挙げますと、新住宅団地向陽台の皆さんの集会施設として利用できるよう進めてまいる所存でございます。また、この施設には、管理人として居住していただき、施設の貸し出し、管理をお願いしてまいる所存でございます。

これによりまして、旧保育園を多目的に利用するためには、管理人の居住部屋及び利用者のトイレ等の改修が求められておりますので、これには相当額の改修費が必要と捉えております。そこで、向陽台団地の集会施設と位置づけができますと、辺地債対象となりますから、現在進めております向陽台新住宅団地計画と調整した対応を図ってまいる所存でございます。

そのほかの質問につきましては、担当課長から申し上げます。

○議長（清沢正毅君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、私のほうから、駐車場の措置、それと歩行者用の信号機の措置につきましてお答えをさせていただきます。

旧おひさま保育園の駐車場につきましては、所有者4名の方と来年末、平成28年12月まで賃貸借契約が交わされておりましたけれども、契約期間を1年前倒し、短縮していただくよう協議をさせていただきました。それぞれの方からご承諾をいただきまして、駐車場の土地は、この12月31日をもってお返しすることになっております。

また、旧おひさま保育園前の歩行者用の信号機につきましては、小学校の下校時に原新田、下洗馬方面の児童が県道御馬越塩尻停車場線のグリーンベルトの方面から県道土合松本線に渡る際、使用しておりますので、撤去等は考えておりませんので、お願いいたします。

以上です。

〔「もう1点」の声あり〕

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） ご質問の中の土合松本線と御馬越塩尻停車場線の3差路についてでございますが、この3差路については、県道中組バイパスの中で、松本建設事務所の

ほうで今後の整備計画の中に含まれておりますので、その中でまた改良が進められる予定となっております。

具体的な計画は、まだ大まかな部分しか示されておりませんので、ある程度具体的になったところで、また地元の皆さんにもお示しをさせていただきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問ございますか。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） まず、最後のほうからいきたいんですが、これは正直、大分前に一度要望があって、それで私もなりたて、1年ぐらいだったと思うんですが、役場の担当課長さんとも相談して、一つの方向性として、いずれバイパスの道路が入るときに何とか考えましよう。

今、県で出している資料を見ても、ただ、あそこは、関係の人に説明しますよというようなうたい方で、初めから、例えばその方に、地権者として、飛んでいるわけじゃないですか、場所が。だから、地権者として説明とか、そういうことに関していつているかどうか。今、私が直接言う立場ではないので、いつかどこかで1回確認しておかなきゃいけないとは思っていたんですけども、もうそろそろバイパスのほうも大分進行があるようなので。ただそれが、そういうふうに連絡がいついて、話がまだこれからですよという状況ならいいんですけども、その辺はどうなんでしょうかね。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 県道の中組バイパスの計画につきまして、本線については既にご承知のとおりでございますけれども、あそこの3差路については、まだ具体的に地元の皆さん、地権者の皆さんには、お話をしている状況ではございません。

今後についてになりますけれども、また松本建設事務所のほうに確認をする中で、具体的な計画ができてきたところで、ある程度のお話ができると思っておりますので、その時点で、早い段階でお話ができるかと思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問ございますか。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 最後に1点、聞いていただければ結構ですが、いろいろもともとあった場所だということをご認識をいただいて、ぜひ今回の中で、速やかに処理をしていただきたい。今までも、通学路として借りていたのか、借りていないのかわかりませんが、あそこは2本県道をまたぐ関係で、どうしても私有地のところを皆さん通って、駐車場から往来するという形になっていましたので、そんなことも含めて、ぜひ善処していただきたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 今質問の、中組と申しますか、地籍は下洗馬の地籍ですが、あの3差路につきましては、三、四年前に地権者と話をしましたら、地権者は全面的に協力するという話が出ていましたので、松建とは、そこも一緒をお願いするというので、松建からも了解していただいておりますが、その後の進展は私もよく聞いておりませんが、現実はそのような状況。

ただ、今回のバイパスと同時進行は、ひょっとすると難しいかなと。まずはバイパスができてから、そうしますと、バイパスから今度は長坂のほうへ、私どもは当初から、あそこは歩道、やはりグリーンベルトか、それじゃなくて、歩道を要求していますので、それに関連して、今度はそれによって、交通量、交通規制が、今は御馬越塩尻停車場線に曲がるようになっていますが、それによっては、今度は交通は真っすぐ行く。そういう交通規制になると思いますので、その時点では当然、今の話になろうかなというように思っています。

以上でございます。

○2番（中村賢郎君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで、中村賢郎議員の一般質問は終わります。

以上で一般質問は全て終了いたしました。大変ご苦労さまでございました。

◎散会の宣告

○議長（清沢正毅君） 本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

散会 午後 2時30分

平成27年第4回朝日村議会定例会 第3日

議事日程(第3号)

平成27年12月21日(月)午前9時開議

開議

議事日程の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 常任委員長の報告
- 第4 常任委員長報告の質疑、討論、採決
- 第5 議案第79号から議案第90号までの質疑、討論、採決
(追加付議事件)
- 第6 発議第9号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書について
- 第7 議案提案説明
- 第8 発議第9号の質疑、討論、採決
- 第9 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員(10名)

1番	高橋 廣美 君	2番	中村 賢郎 君
3番	上條 俊策 君	5番	齊藤 勝則 君
6番	上條 昭三 君	7番	北村 直樹 君
8番	小林 弘幸 君	9番	塩原 智恵美 君
10番	林 邦宏 君	11番	清沢 正毅 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 中村 武雄 君 教育 長 柳沢 正喜 君

会計管理者兼 総務課長	上 條 晴 彦 君	住民福祉課長	中 村 美代子 君
生活環境課長	曾 根 克 仁 君	産業振興課長	上 條 靖 尚 君
会 計 課 長	林 さとみ 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 高 山 義 教 君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（清沢正毅君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、

8番 小林 弘 幸 君

9番 塩 原 智恵美 君

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第2、諸般の報告を行います。

入札結果が別紙のとおり報告されております。

報道関係者からの取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎常任委員長の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

社会文教常任委員会、林 邦宏委員長。

〔社会文教常任委員会委員長 林 邦宏君登壇〕

○社会文教常任委員長（林 邦宏君） 社会文教常任委員会、請願・陳情審査委員長報告。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

委員会を12月16日に開催し、請願第4号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書については、慎重に審査した結果、全会一致で採択となりました。

審査の主な経過を申し上げますと、国の35人学級が進んでいないため、長野県独自で35人学級の取り組みをし、児童・生徒のきめ細かな指導に努めていただいておりますが、県費及び村費による教育人件費の負担が増大しているため、教育予算は国の責任において負担いただくことが必要であるとの結論に達しました。

よって、関係省庁への意見書を送るため議案を提出したいと思います。

以上です。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第4、これから常任委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

請願第4号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書について質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第4号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎議案第79号から議案第90号までの質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第5、議案第79号から議案第90号までについて質疑、討論、採決を行います。

議案第79号 朝日村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 朝日村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 朝日村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 財産の取得についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 平成27年度朝日村一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 平成27年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 平成27年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 平成27年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 平成27年度朝日村簡易水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 平成27年度朝日村下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 平成27年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎追加議案 発議第9号の上程

○議長（清沢正毅君） 日程第6、発議第9号を上程いたします。

提出されました議案はお手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（清沢正毅君） 日程第7、この際、お諮りいたします。発議第9号の議案提案説明については、先ほど請願審査報告の際に社会文教常任委員会、林委員長から説明がありました

ので、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

◎発議第9号の質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第8、発議第9号について質疑、討論、採決を行います。

発議第9号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（清沢正毅君） 日程第9、議会運営委員会委員長、総務産業常任委員会委員長、社会文教常任委員会委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付された案件は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（清沢正毅君） ここで、村長より挨拶したい旨、申し出がありましたので、これを許可いたします。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る8日に開会されました今期定例会も、本日をもって閉会となります。議員の皆様におかれましては、14日間に及ぶ会期中、マイナンバー制度という新しい制度等に伴います関係条例の改正を初め、全7会計の補正予算等を含め、熱心にご審議を賜り、それぞれ原案どおり決定をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

今議会で決定をいただきました案件につきましては、遺憾のないように執行するとともに、村政全般にわたるご意見、ご提言につきましては、今後検討させていただき、懸案となっております事項につきましては全力で取り組んでまいり所存でございます。

さて、今定例会招集の提案説明で申し上げました新役場庁舎建設に係ります設計業者が、この15日に決定となりました。設計請負業者は宮本・倉橋設計共同企業体で、代表者の住所は長野市でございます。今後は、設計業者との契約行為を初め、諸手続等、計画どおり推進してまいり所存でございます。

これによりまして、ことしの冬は木材の確保が重要となるところでございます。そこで、議会を初め、村民の皆様にお願いがございます。百年の計の役場庁舎の建設に当たり、この

際、村民の皆様方から100年ぐらい以上の巨木のご寄附をされる方がおられましたら、有効活用させていただきますので、役場総務課企画担当にご連絡をいただきますよう、お願いをするものでございます。

次に、冬の季節となりまして、ウインタースポーツについてでございます。

まず、スケート場につきましては、昨日20日の日曜日にリンク開きの安全祈願をとり行いました。スケートリンクは全面結氷となっておりますが、滑走できる状況ではなく、けさの雨が極めて心配をいたしますが、今後の寒気に期待をするものでございます。

また、スキー場におきましても、暖冬の影響でオープンが、やはり昨日20日の日曜日にずれ込みましたが、他のよそのスキー場も同様でございまして、私が事務所におりました朝9時前後には問い合わせの電話が頻繁に来ておりました。朝9時には、あさひプライムスキー場、レーシングチームの生徒・児童と二十数人の開会式がございました。その他、一般者では、開場前から来場し、スキーやボードで初滑りを楽しまれておりました。

当村の特徴でございますスケート、スキー場が今シーズンもにぎわいますよう、今後に期待をするものでございます。

先日、本年、平成27年の世相を一字であらわします漢字が「安」、安全の「安」、安心の「安」、安定の「安」、この「安」に決りました。これは、日本漢字能力検定協会の発表でありまして、一つには、ことしは安全保障関連法の審議で国民の関心が高まったこと、2つ目には、世界で頻発するテロが人々を不安にさせたこと、3つ目には来年度は安全・安心な社会を望む国民の総意ではないかということでございます。

まさに、村民の皆様にとりましても、安全で安心ができ、安定した社会生活を初め、村政運営が求められているものと捉えております。

終わりに当たりまして、議員の皆様を初め、村民の皆様に置かれましては、時節柄インフルエンザ等、健康には十分ご留意をされ、よき新年を迎えられますようご祈念をいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（清沢正毅君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、平成27年朝日村議会12月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前 9時27分